

労働安全衛生法の改正等について

令和 7 年10月 6 日
和歌山労働基準監督署
安全衛生課

目次

- 1 和歌山県内の労働災害発生件数について
- 2 **【法改正】** 労働者死傷病報告書について
(施行日：令和7年1月1日～)
- 3 **【法改正】** 退避や立入禁止等の保護範囲の拡大について
(施行日：令和7年4月1日～)
- 4 その他

1 和歌山県内の労働災害発生件数について

その1 死亡者数について

労働災害による死亡者数は、全国において、平成27年に初めて1,000人を切った後もゆるやかに減少を続け、令和6年は746人でした。

一方で、和歌山県内においては、平成20年以降から10人前後で推移し、平成30年は過去最少の6人で、令和6年は10人でした。

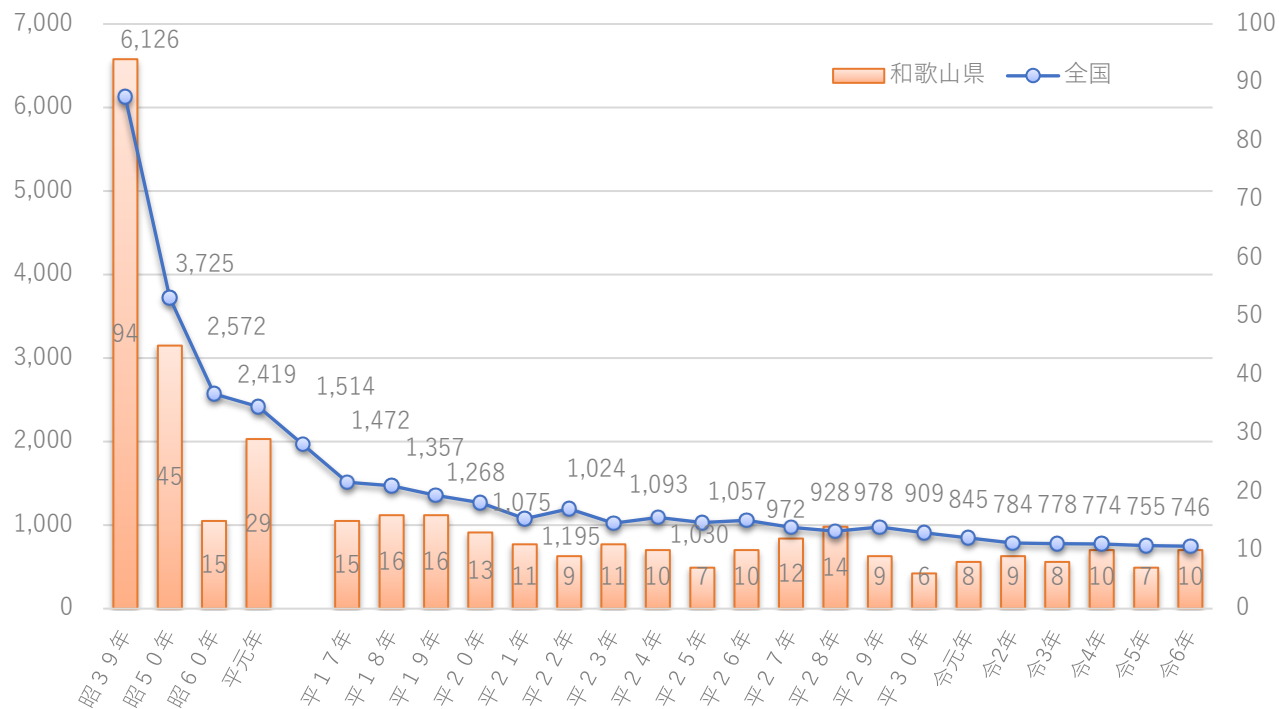


図1 死亡災害の推移

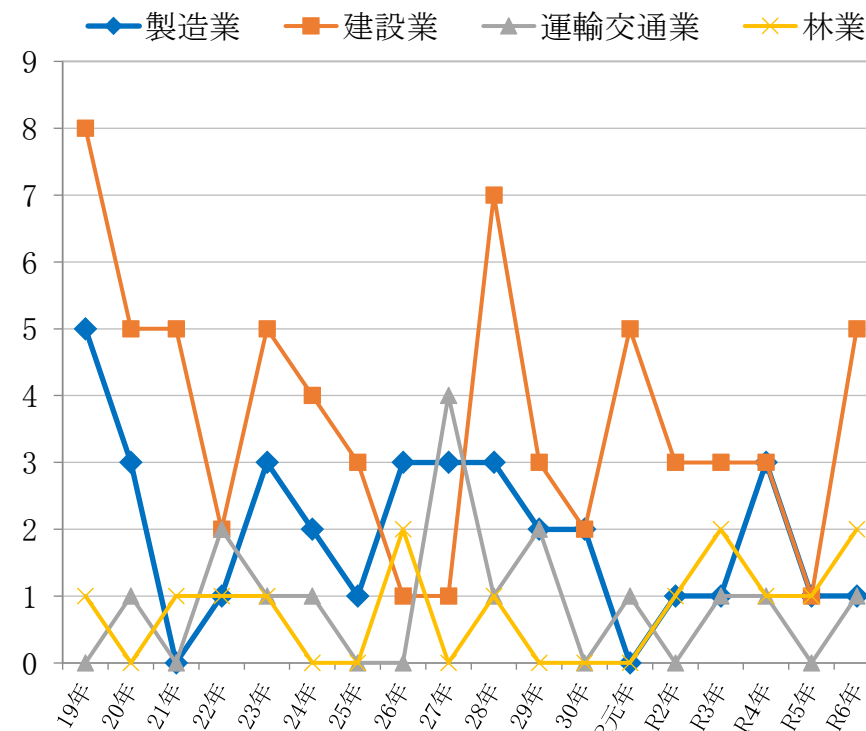


図2 主要業種別死亡災害の推移

1 和歌山県内の労働災害発生件数について

その2 休業4日以上死傷災害の推移

令和6年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、全国において、前年から347人（対前年比0.2ポイント）増加しました。

和歌山県内においては、前年から53人（対前年比4.5ポイント）減少し、1,120人でした。また、主要業種別にみると、商業、保健衛生業で増加し、製造業、建設業、運輸交通業、農林業で減少しました。

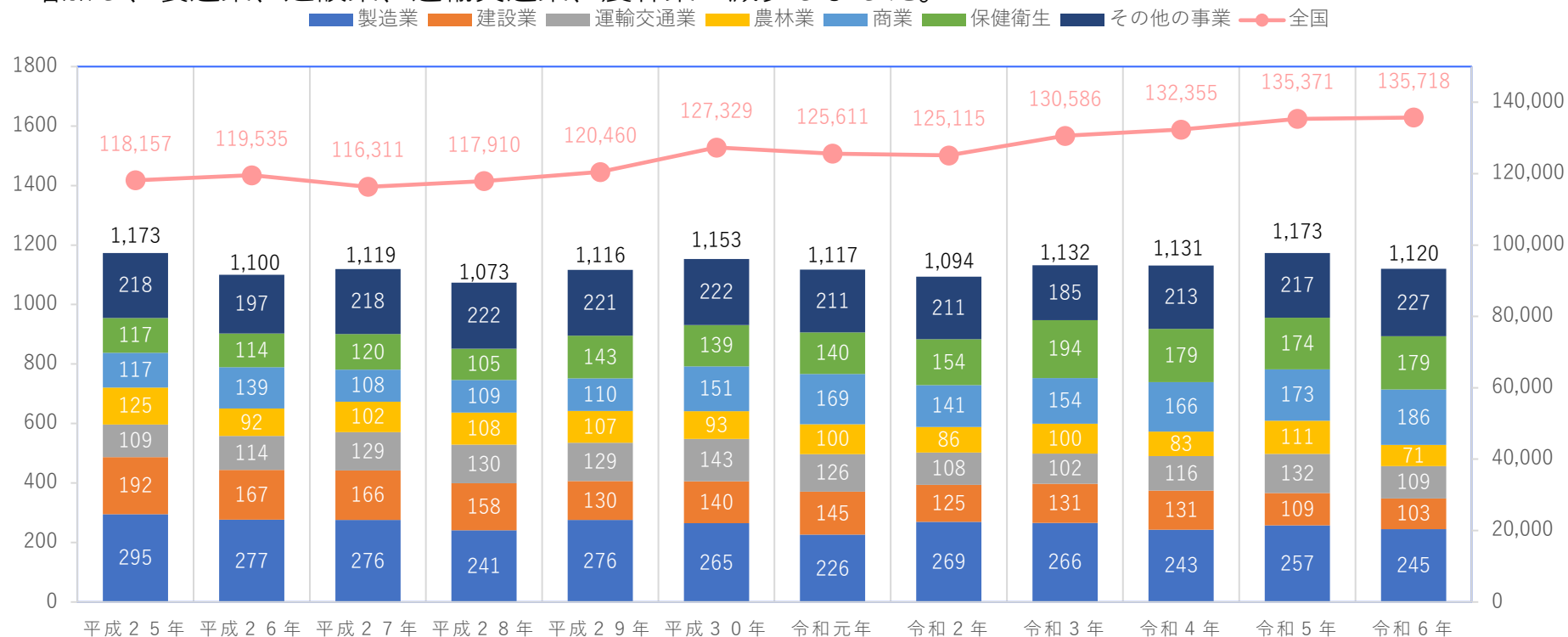


図3 主要業種別休業4日以上死傷災害の推移

1 和歌山県内の労働災害発生件数について

その3 事業場規模別

休業4日以上の死傷災害を事業場規模別にみると、令和6年は前年から労働者300人以上の事業場で増加し、それ以外の規模の事業場では減少しました。

また、労働者数50人未満の事業場で772人が被災しており、全体の約7割を占めました。

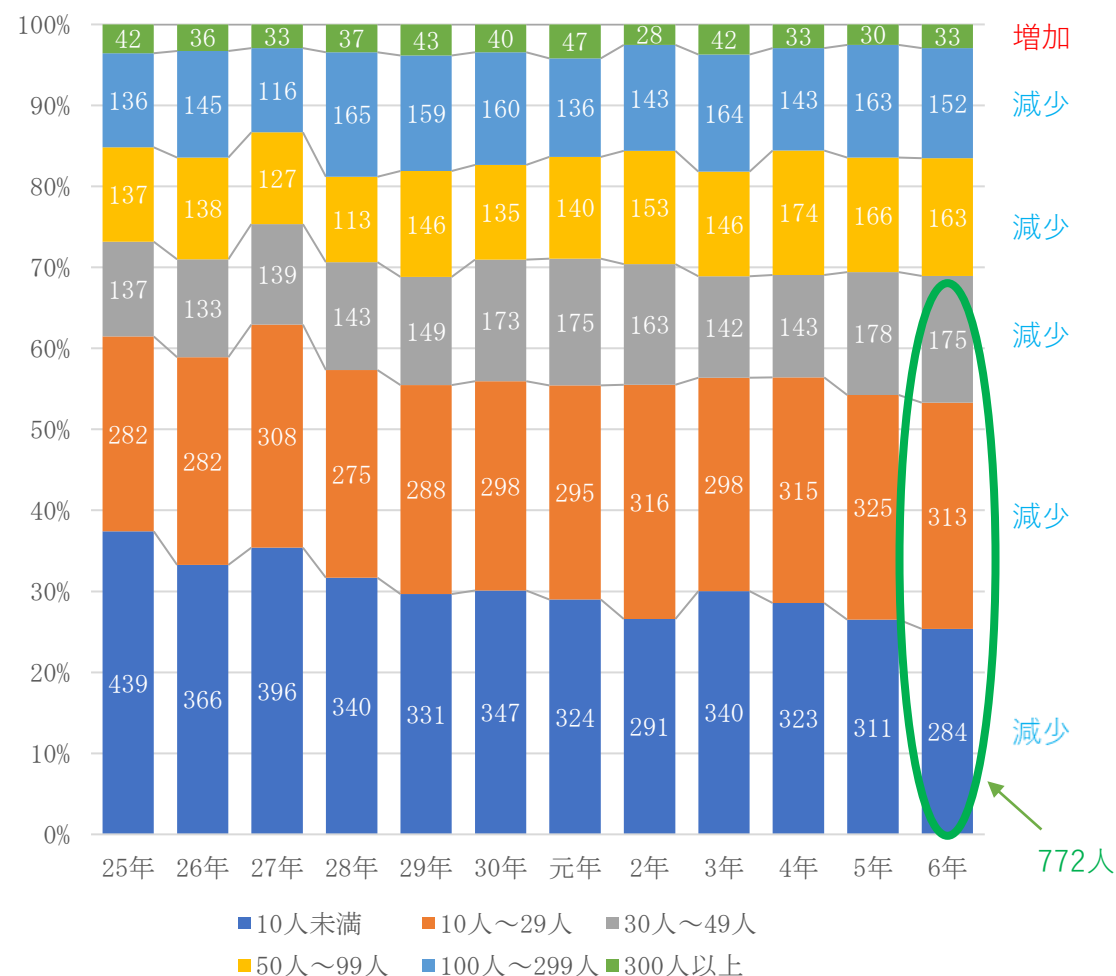


図4 規模別休業4日以上の死傷災害の推移

1 和歌山県内の労働災害発生件数について

その4 労働基準監督署管轄区域別

令和6年の死亡災害を労働基準監督署管轄区域別にみると、和歌山署、御坊署、橋本署で増加し、田辺署で同数、新宮署では死亡災害の発生がありませんでした。

また、休業4日以上の死傷災害についてみると、和歌山署、新宮署において増加し、御坊署、橋本署、田辺署で減少しました。

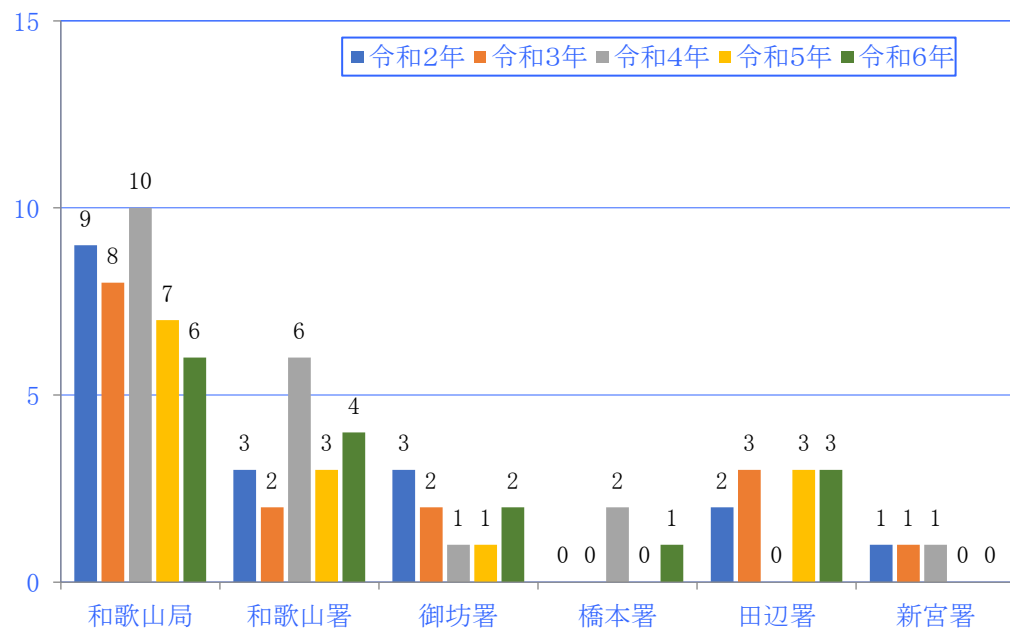


図5 労働基準監督署管内別死亡災害の推移

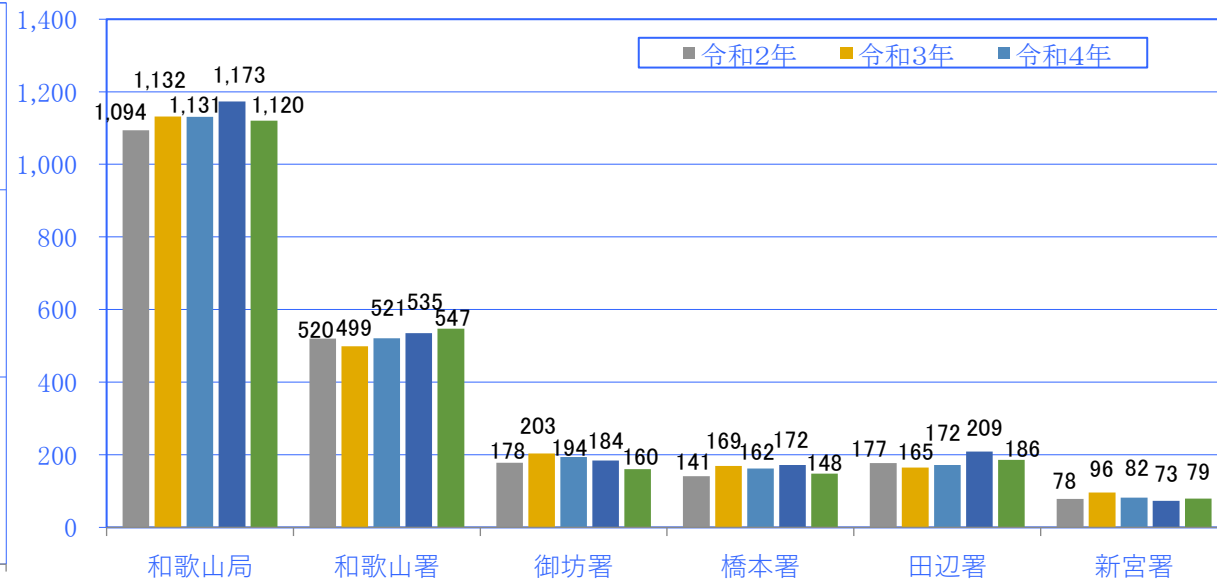


図6 労働基準監督署管内別休業4日以上の死傷災害の推移

1 和歌山県内の労働災害発生件数について

その5 建設業における被災状況

建設業で被災した103人を事故の型別にみると、「墜落・転落」によるものが全体の約3割を占めました。

また、起因物別にみると、「仮設物・建築物・構築物等」によるものが全体の3割近く、次いで「物上げ装置・運搬機械」、「動力機械」によるものの順に多かったです。

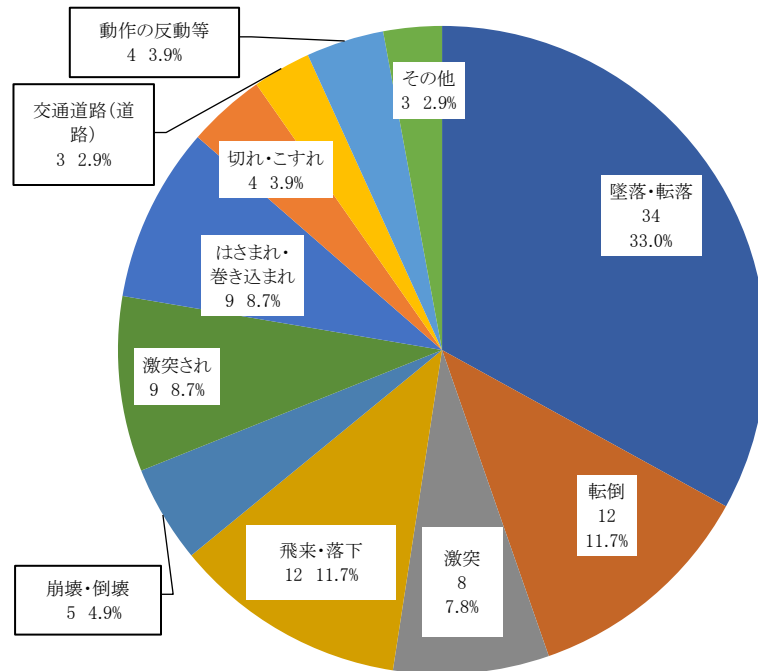


図7 事故の型別休業4日以上死傷災害（建設業）

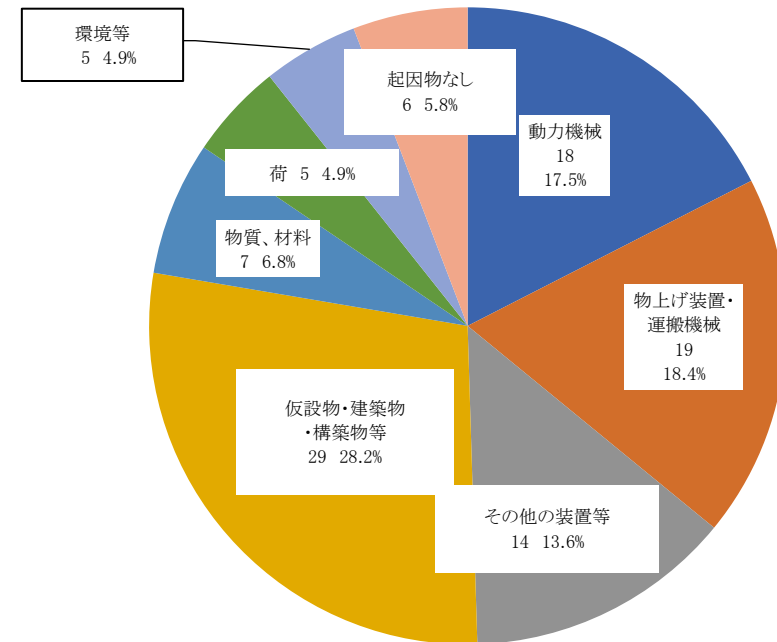


図8 起因物別事故の型別休業4日以上死傷災害（建設業）

2 労働者死傷病報告書について

労働者死傷病報告書に関する法律について、下記条文のとおり改正され、令和7年1月1日以降、**原則的に電子申請**による届出が義務になりました。

労働安全衛生規則第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、**電子情報処理組織**を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

→ 電子申請は、申請サイト「e-Gov」をご利用ください。

(※e-Govでの操作方法については、「帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について」をご参照ください。)

→ パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。

ただし、報告事項が改正されているため、従前の様式では受理できません。

「事業の種類」が4マスの空欄となっていたり、「災害発生状況及び原因」が5つの記入欄になっているものが、**新様式**です。

2 労働者死傷病報告書について（補足事項）

補足事項その1 報告するタイミングについて

→ 労働者の休業日数によって、報告時期や報告期日が違ってきます。

休業日数 **4** 日以上 → 労働災害発生後、遅滞なく

休業日数 **1～3** 日 → 4～6月に発生した労働災害は、7月末までに
7～9月に発生した労働災害は、10月末までに
10～12月に発生した労働災害は、1月末までに
1～3月に発生した労働災害は、4月末までに

休業日数1～3日については、その都度ではなく、まとめた報告で差し支えありません。

2 労働者死傷病報告書について（補足事項）

補足事項その2 休業日数の数え方について

- 休業日数は、災害による負傷・疾病で働くことができない期間です。そのため、休日（所定休日）であっても働くことができない期間であれば、日数に含みます。
- また、労働者死傷病報告書では、労働災害の当日はカウントしません（民法第140条）。この点、労働者災害補償保険の休業補償の際は初日を含むこととなっていますので、これら違いに注意が必要です。

例) Aさんについて、下記の通りシフトが決まっていたうえで、9月3日に怪我をし、9月7日まで休業した。その後、9月8日に復帰した場合

→9月6日・7日の所定休日も休業日数としてカウントし、休業日数4日（以上）として労働者死傷病報告書の提出が必要

	9月3日（水）	9月4日（木）	9月5日（金）	9月6日（土）	9月7日（日）	9月8日（月）
シフト →	出勤	出勤日	出勤日	所定休日	所定休日	出勤日
実 際 →	労働災害	休業1日目	休業2日目	休業3日目	休業4日目	職場復帰

3 退避や立入禁止等の保護範囲の拡大について

労働安全衛生規則等の改正で、危険有害作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置を実施することが事業者に義務付けられました。

改正の背景

令和3年5月に出された石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえ、令和4年に請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることが事業者に義務付ける改正を行いました。

今回の改正は、労働安全衛生法第20条・第21条・第25条・第25条の2に関して定められている4つの省令（労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則）で、作業場所に起因する危険性を対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止措置等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象となります。

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への措置禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人を退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

※ 今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 2024年4月現在

3 退避や立入禁止等の保護範囲の拡大について

改正内容

危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

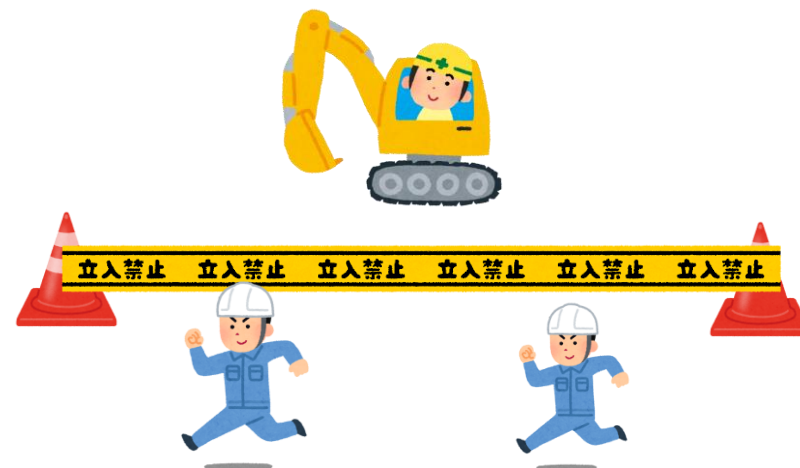
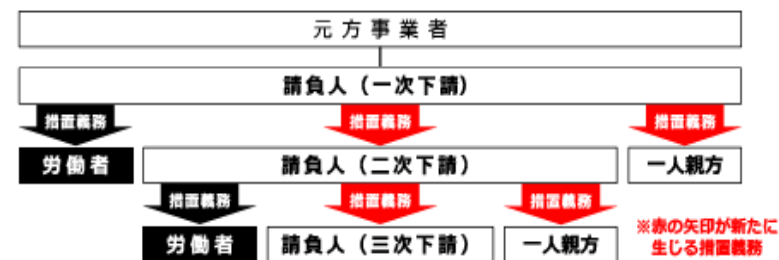
例えば、車両系建設機械（ドラグ・ショベル等）を用いて作業する場合における接触防止措置（労働安全衛生規則第158条）について、改正前は「**労働者**」とされていたが、改正後は「**当該作業場において作業に従事する者**」となっています。

【改正前】

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより**労働者**に危険が生ずるおそれのある箇所に、**労働者**を立ち入らせてはならない。

【改正後】

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に**当該作業場において作業に従事する者**が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。



3 退避や立入禁止等の保護範囲の拡大について

改正その2

危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

例えば、法改正された労働安全衛生規則第151条の9のように、立入禁止とする必要があるような危険箇所、例外的に作業を行わせるために安全措置を講ずる必要がある場合、請負人に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知しなければなりません。

【労働安全衛生規則第151条の9】

事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき(当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき)は、この限りでない。

4 その他

和歌山労働基準監督署からのお願い（万が一、労働災害が発生した場合）

労働基準監督署では、労働災害が発生した際、当該労働災害の原因究明等の観点から現場を確認させていただくがございます。

そのため、施工する現場で労働災害が発生した場合、消防や警察署への通報のほか、労働基準監督署への通報もご対応願います。

現場が和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町の場合

【通報先】 **和歌山労働基準監督署**
和歌山市黒田二丁目3番3号
安全衛生課 TEL：073-407-2201



和歌山県の労働災害

令和7年度版



和歌山労働局

は じ め に

令和6年の和歌山県における休業4日以上之死傷者数は、1,120人で前年より53人（4.5ポイント）減少しました。また、労働災害による死亡者数は、10人で前年より3人増加となりました。

国の労働災害防止対策は、第14次の5か年計画期間の3年目に入ります。

和歌山労働局では、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する特性に応じた対策や業種横断的な対策等、重点事項として掲げている施策をはじめとする労働災害防止に向けた様々な取組を行ってまいります。

事業者、労働者の皆様におかれましても、引き続き安全衛生に対する意識の向上と労働災害防止活動の推進に、より一層の取組をお願いいたします。

また、厚生労働省の取組として、「働き方改革」の推進を行っており、メンタルヘルス対策、過重労働対策、治療と仕事の両立支援の取組についても併せて推進いただきますよう、お願いいたします。

日々の仕事が安全で健康的なものとなり、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会を実現するために、労働災害防止はその原点と言えるものです。

事業場において労働災害防止を推進していく中で、本小冊子をご活用いただき、労働災害防止の一助になれば幸いです。

和歌山労働局 労働基準部 健康安全課

（注）本統計は下記に基づいています。

死亡件数：死亡災害報告

健康診断結果件数：健康診断結果報告

上記以外：労働者死傷病報告又は労災保険給付データ

なお、「新型コロナウイルス感染症」は除いています。

死亡災害は3人増加して10人

1 死亡災害の推移

労働災害による死亡者数は、全国において、平成27年に初めて1,000人を切った後もゆるやかに減少を続け、令和6年は746人であった。

一方で、和歌山県内においては、平成20年以降から10人前後で推移し、平成30年は過去最少の6人で、令和6年は10人であった。

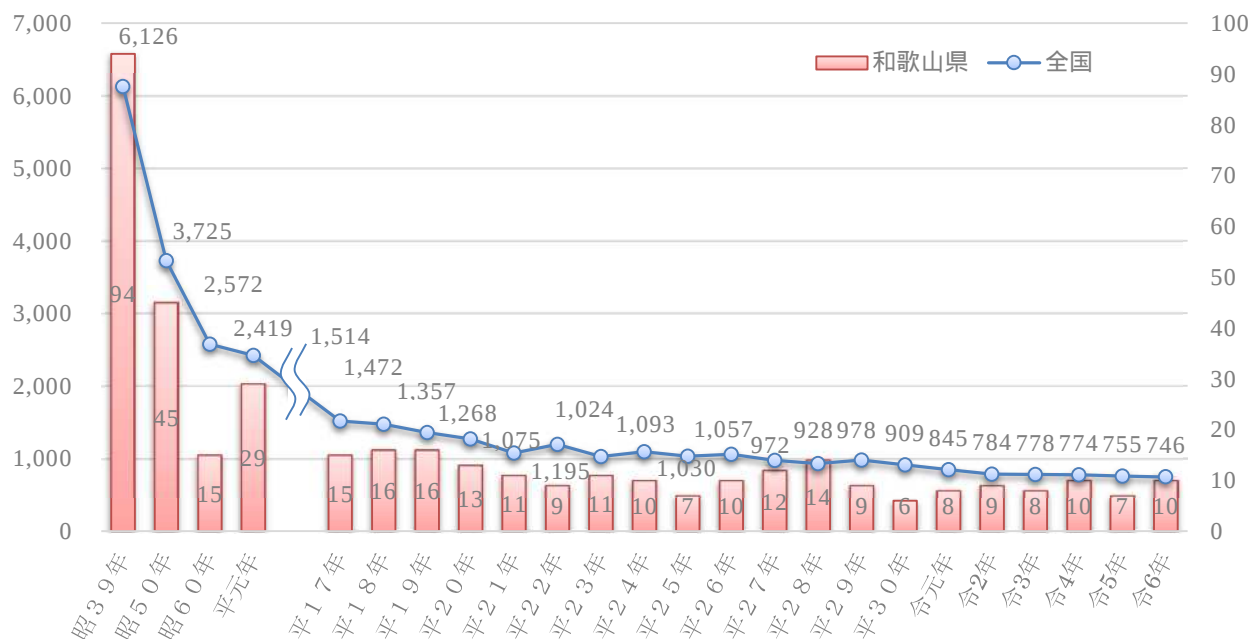


図1 死亡災害の推移

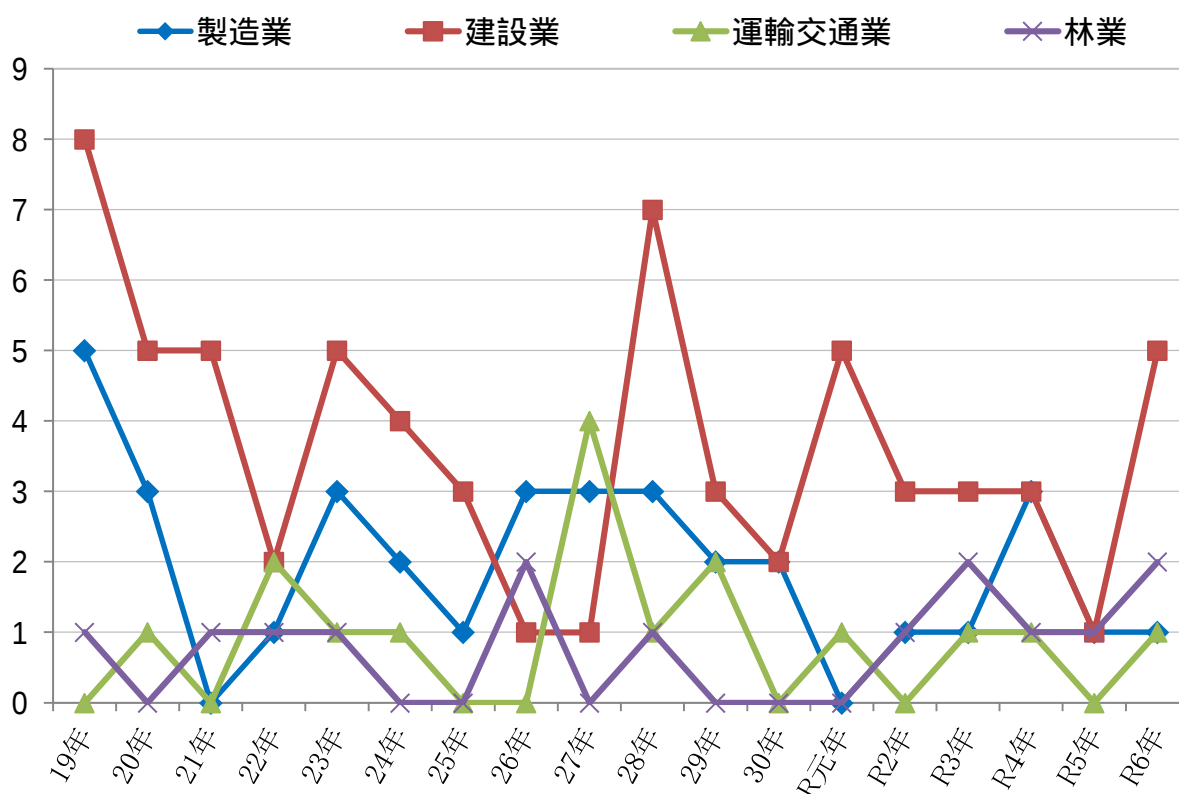


図2 主要業種別死亡災害の推移

休業4日以上の死傷災害は前年より 53 人減少

2 休業4日以上の死傷災害の推移

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、全国において、前年から347人（対前年比0.2ポイント）増加した。また、和歌山県内においては、前年から53人（対前年比4.5ポイント）減少し1,120人であった。

また、主要業種別にみると、商業、保健衛生業で増加し、製造業、建設業、運輸交通業、農林業で減少した。

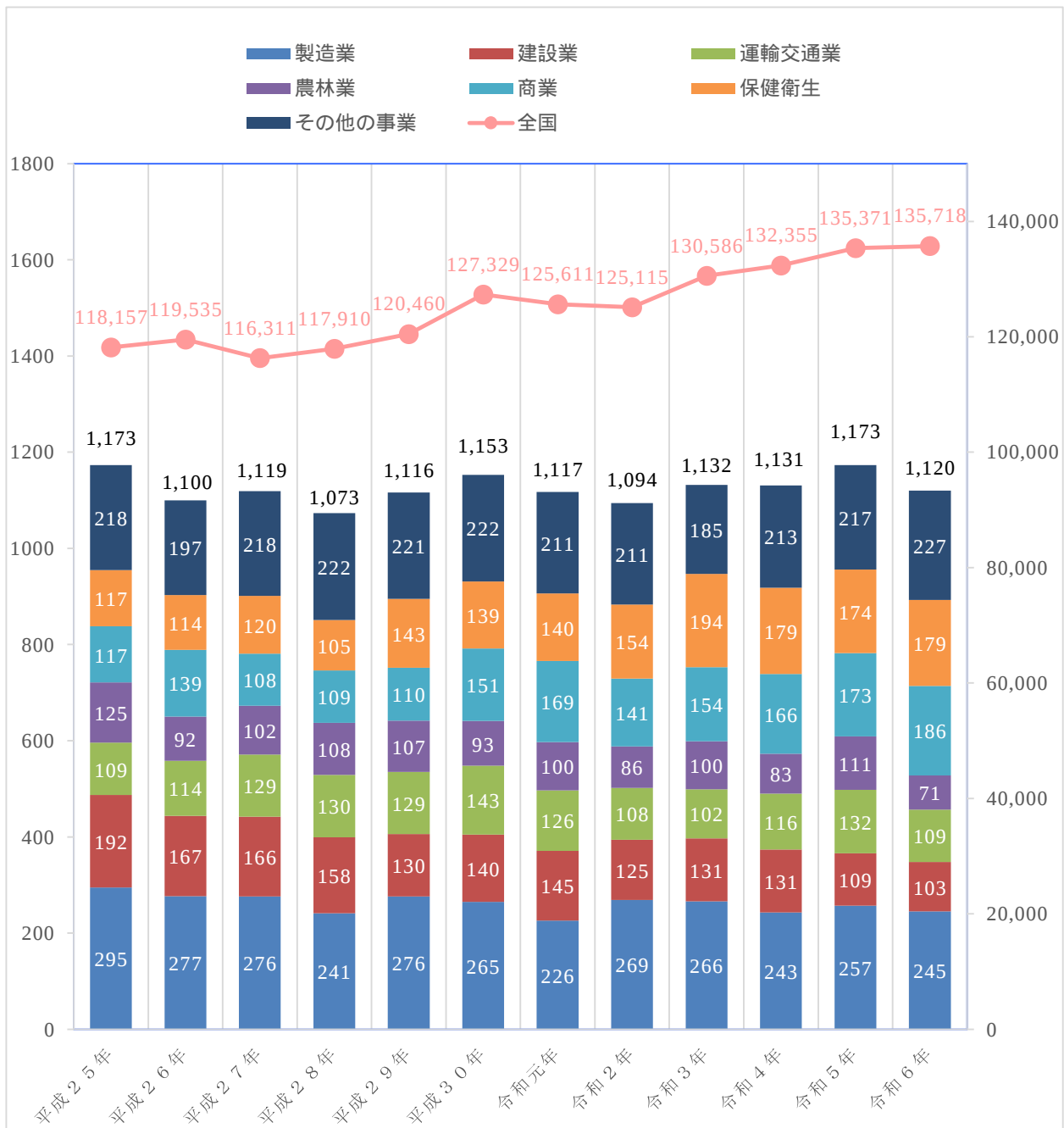


図3 主要業種別休業4日以上の死傷災害の推移

休業 4 日以上の死傷災害の約 7 割が 労働者数 50 人未満の事業場で発生

3 事業場規模別

休業 4 日以上の死傷災害を事業場規模別にみると、令和 6 年は前年から労働者数 300 人以上の事業場で増加し、その以外の規模の事業場では増加した。

また、令和 6 年は労働者数 50 人未満の事業場で 772 人が被災しており、全体の約 7 割を占めた。

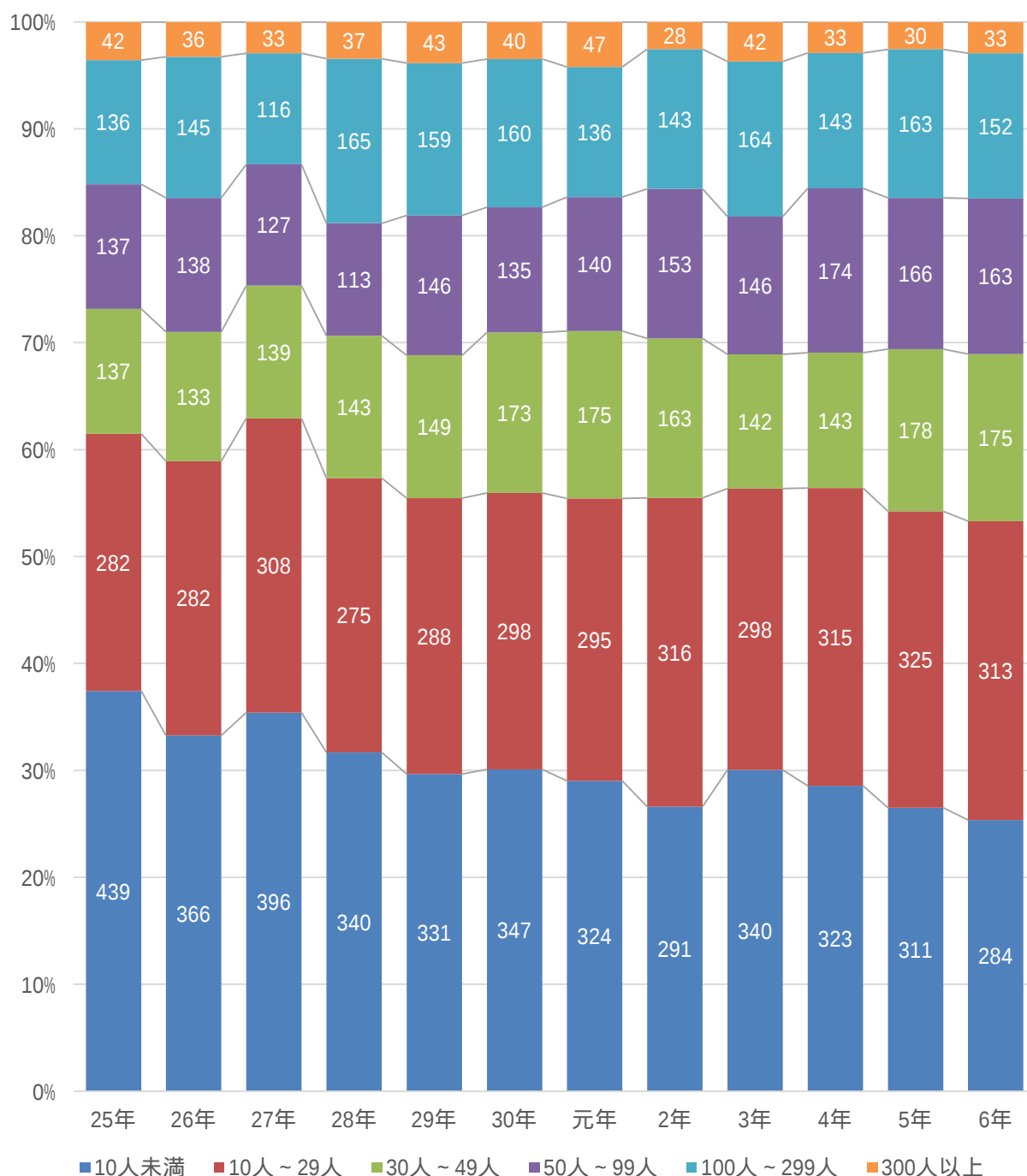


図 4 規模別休業 4 日以上の死傷災害の推移

署別の死亡者数は3署で増加

4 労働基準監督署管轄区域別

死亡災害を労働基準監督署管轄区域別にみると、和歌山署、御坊署、橋本署で増加し、田辺署で同数、新宮署では死亡災害の発生がありませんでした。

また、休業4日以上死傷災害についてみると、和歌山署、新宮署において増加し、御坊署、橋本署、田辺署で減少した。

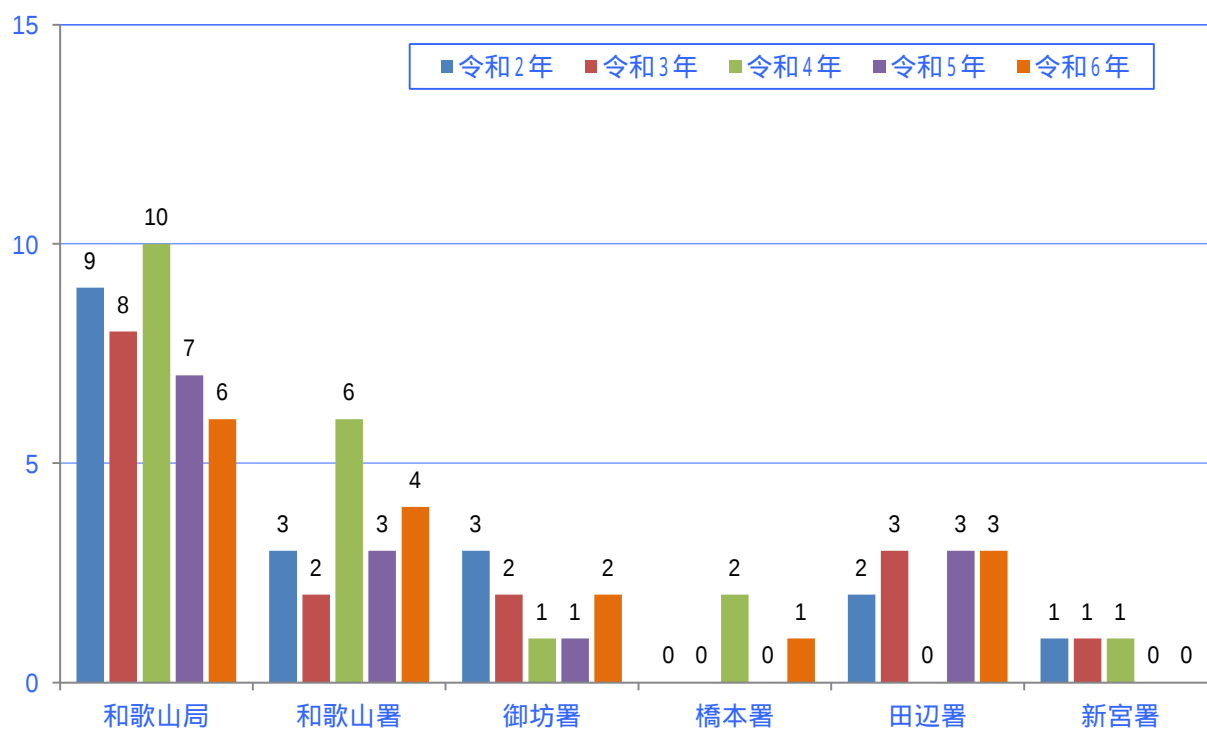


図5 労働基準監督署管内別死亡災害の推移

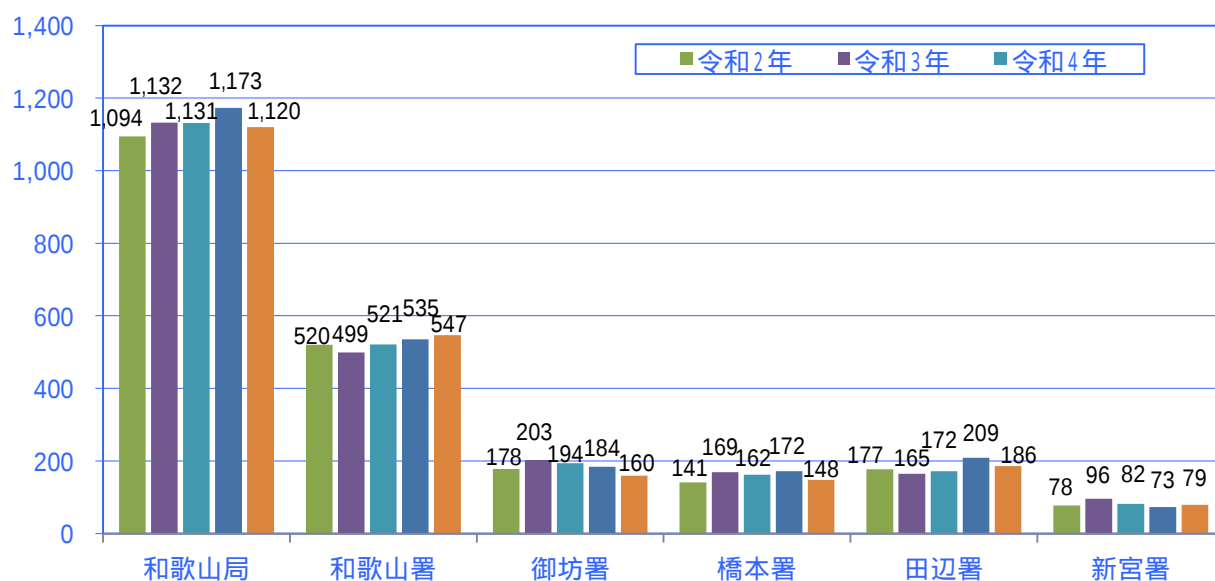


図6 労働基準監督署管内別休業4日以上死傷災害の推移

業種別では製造業 21.9%、商業 16.6% 保健衛生業と運輸交通業がそれに続く

5 業種別・事故の型別・起因物別

休業4日以上の死傷災害を業種別にみると、図7のとおり全業種に占める割合は製造業では21.9%、商業では16.6%、保健衛生業では16.0%、運輸交通業では9.7%、建設業では9.2%であり、この5業種で全産業の70%以上を占めた。

また、事故の型別にみると、図8のとおり「転倒」、「墜落・転落」による休業4日以上の死傷災害が多く、起因物別にみると、図9のとおり階段や通路等の「仮設物・建築物・構築物等」、脚立やはしご等の「その他の装置等」、クレーンやトラック等の「物上げ装置・運搬機械」、による休業4日以上の死傷災害が多かった。

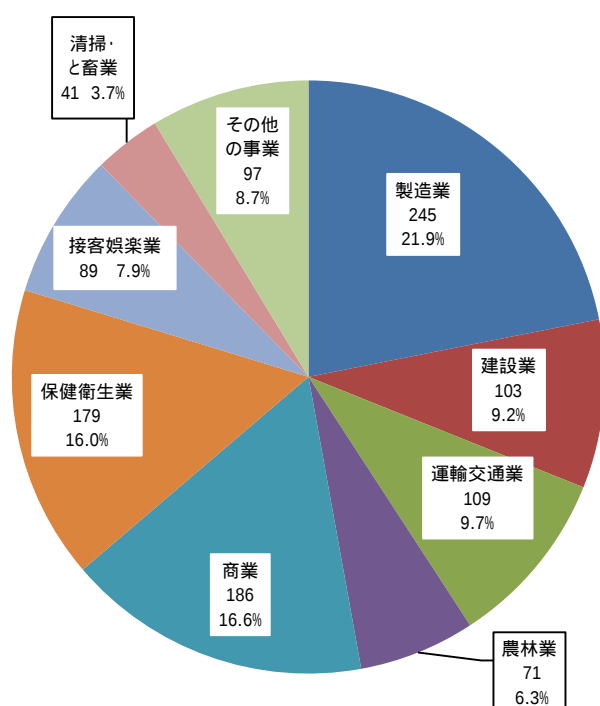


図7 業種別休業4日以上の死傷災害

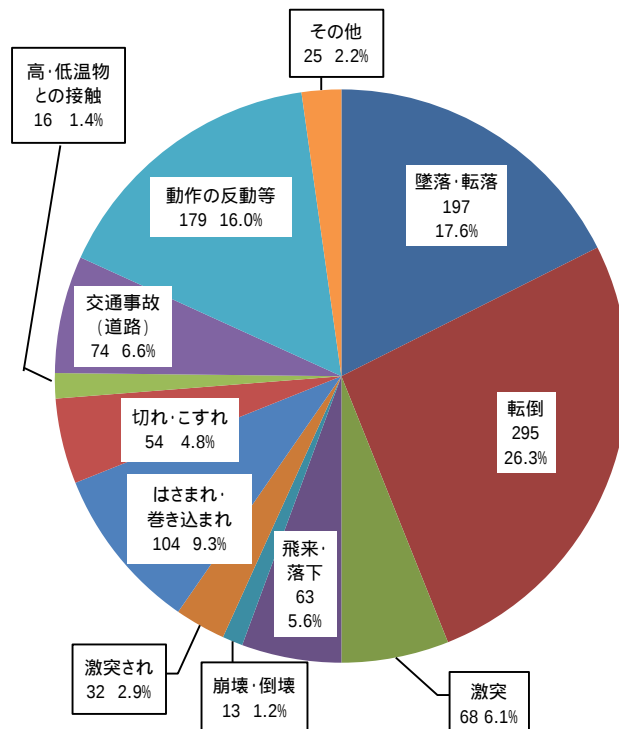


図8 事故の型別休業4日以上の死傷災害

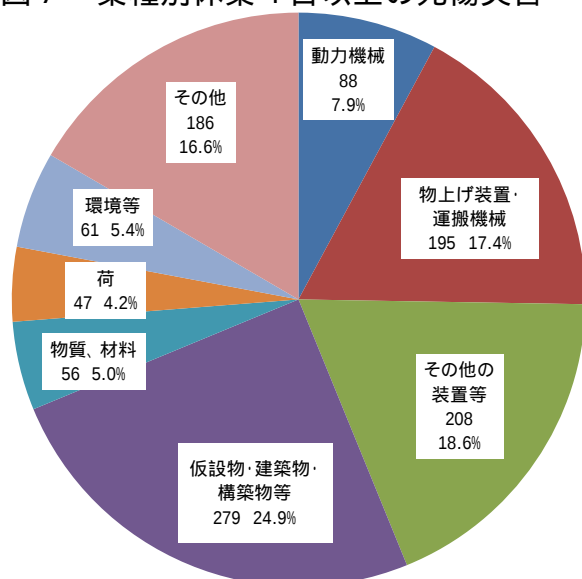


図9 起因物別休業4日以上の死傷災害

製造業では、転倒及びはさまれ・巻き込まれ 建設業、運輸交通業では、墜落・転落の災害が多発

6 主要業種の事故の型別・起因物別

休業4日以上の死傷災害を主要業種ごとにみると、以下のとおりであった。

(1) 製造業

製造業で被災した245人を事故の型別にみると、図10のとおり「転倒」次いで「はさまれ・巻き込まれ」によるものが多く、起因物別にみると、図11のとおり「その他の装置等」「仮設物・建築物・構築物」及び「動力機械」によるものが多かった。

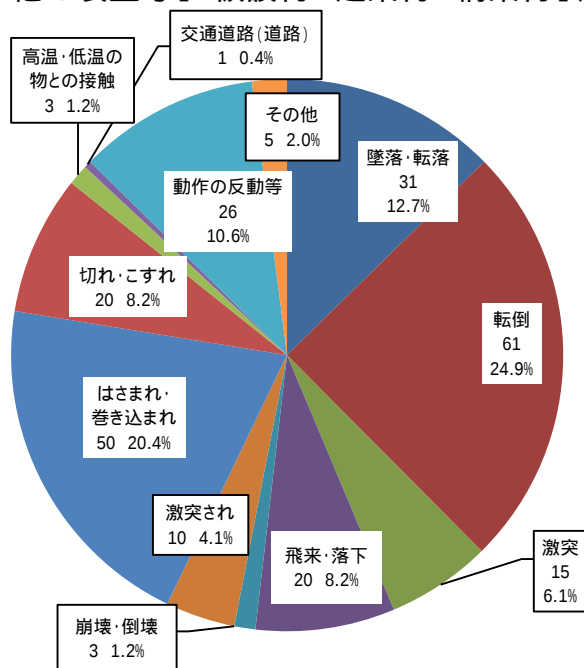


図10 事故の型別休業4日以上の死傷災害（製造業）

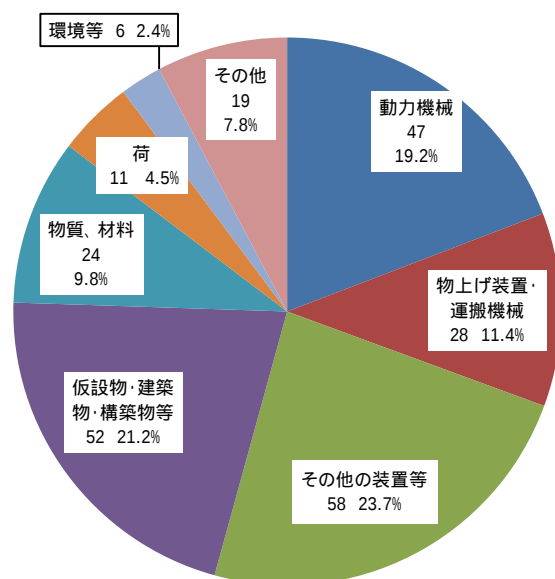


図11 起因物別休業4日以上の死傷災害（製造業）

(2) 建設業

建設業で被災した103人を事故の型別にみると、「墜落・転落」によるものが全体の約3割を占めた。また、起因物別にみると、「仮設物・建築物・構築物等」によるものが全体の3割近く、次いで「物上げ装置・運搬機械」「動力機械」によるものの順に多かった。

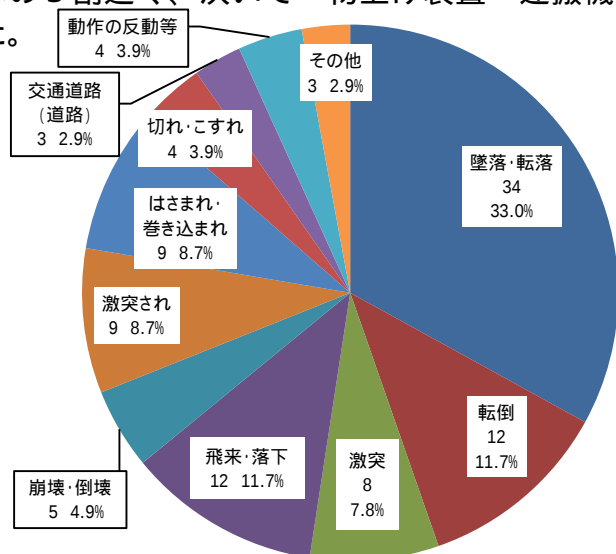


図12 事故の型別休業4日以上の死傷災害（建設業）

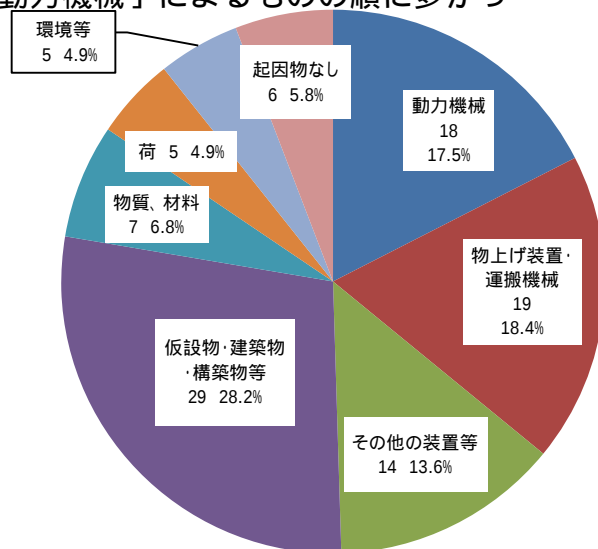


図13 起因物別事故の型別休業4日以上の死傷災害（建設業）

(3) 運輸交通業

運輸交通業で被災した 109 人を事故の型別にみると、図 14 のとおり「墜落・転落」によるもの、次いで「動作の反動等」、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが多く、起因物別にみると、図 15 のとおりクレーンやトラック、乗用車等の「物上げ装置・運搬機械」によるものが多く、次いで「その他の装置等」によるものが多かった。

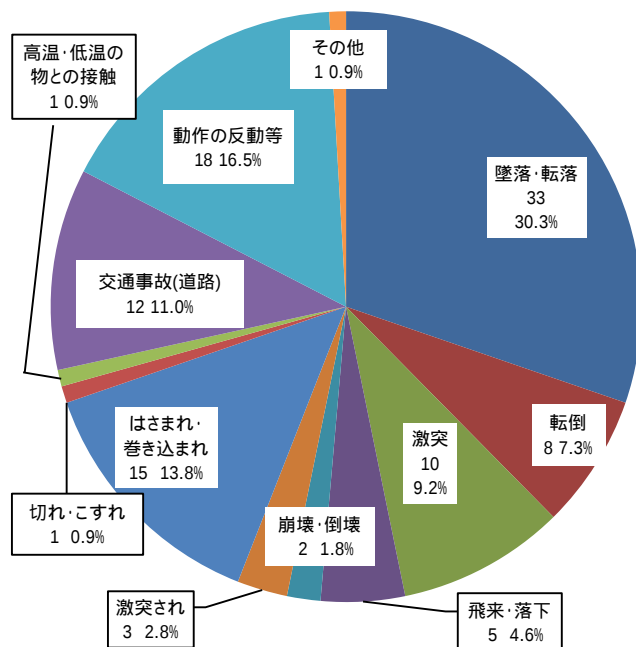


図 14 事故の型別休業 4 日以上之死傷災害（運輸交通業）

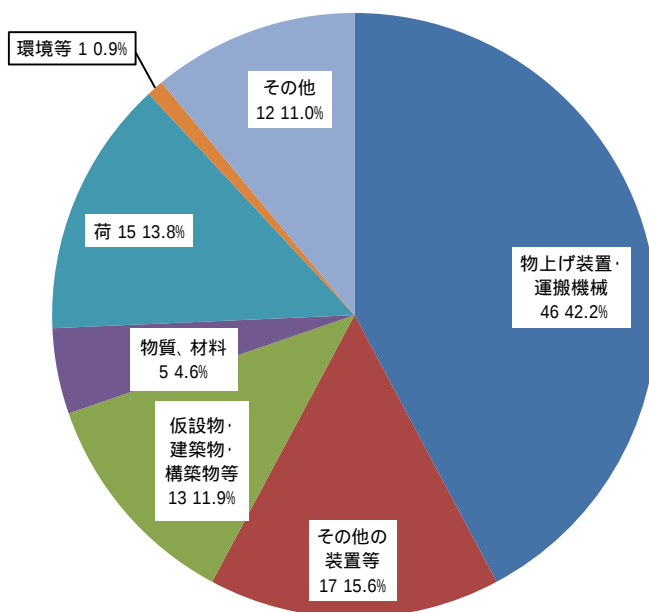


図 15 起因物別休業 4 日以上之死傷災害（運輸交通業）

(4) 農林業

農林業で被災した 71 人を事故の型別にみると、図 16 のとおり「墜落・転落」、「転倒」、「飛来・落下」、「切れ・こすれ」によるものの順に多く発生し、起因物別にみると、図 17 のとおり地山等の「環境等」によるものが 4 割以上を占めている。

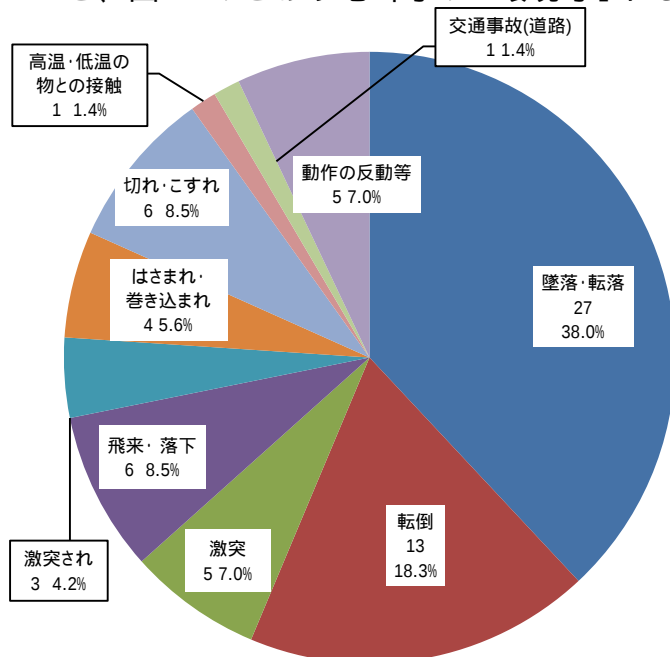


図 16 事故の型別休業 4 日以上之死傷災害（農林業）

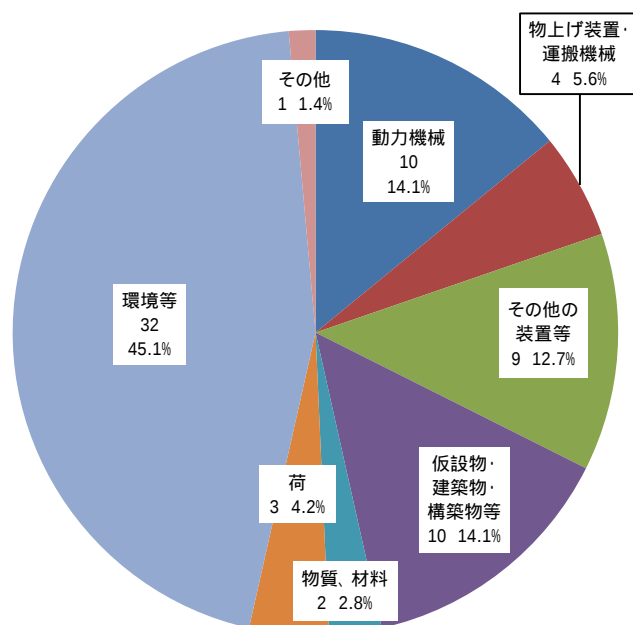


図 17 起因物別休業 4 日以上之死傷災害（農林業）

(5) 商業

商業で被災した 186 人を事故の型別にみると、図 18 のとおり「転倒」によるものが多く、次いで「墜落・転落」「動作の反動等」によるものの順に多く、起因物別にみると、図 19 のとおり「仮設物・建築物・構築物等」によるものが多く、次いで「その他の装置等」「物上げ装置・運搬機械」によるものの順に多かった。

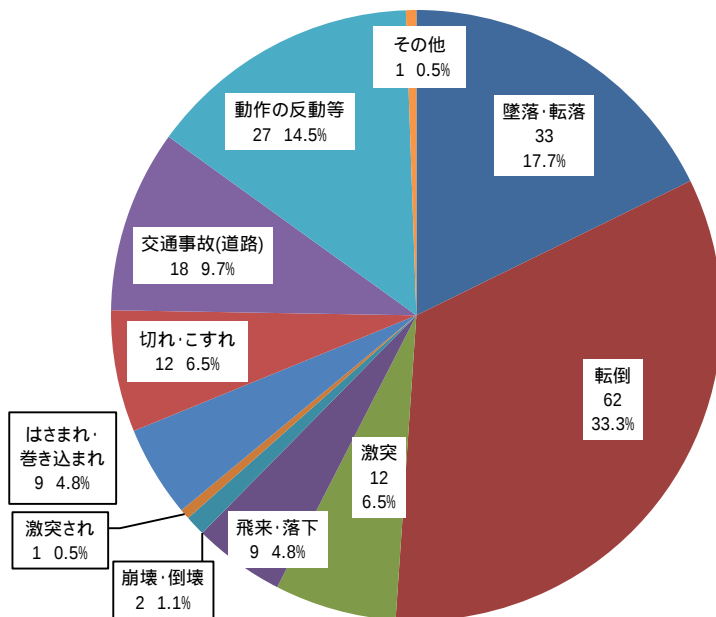


図 18 事故の型別休業 4 日以上之死傷災害（商業）

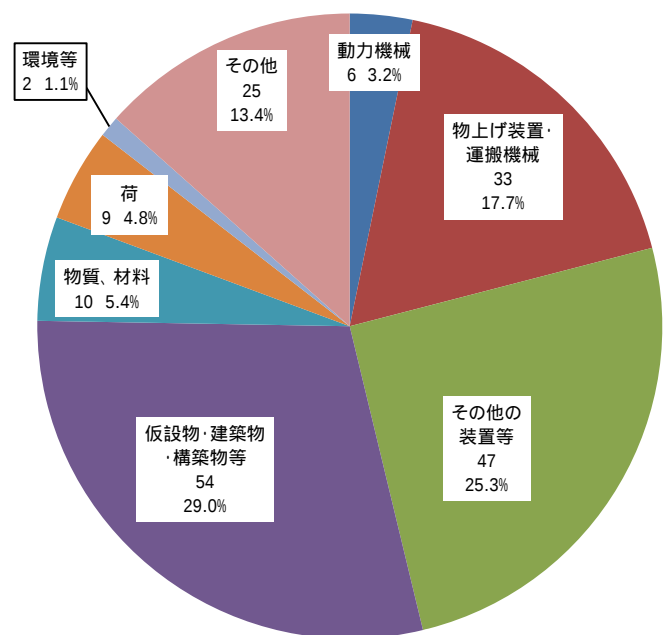


図 19 起因物別休業 4 日以上之死傷災害（商業）

(6) 保健衛生業

保健衛生業で被災した 179 人の災害を事故の型別にみると、図 20 のとおり「転倒」によるもの、次いで「動作の反動等」によるものが多く、起因物別にみると、図 21 のとおり「その他」によるものが半数近くを占めた。

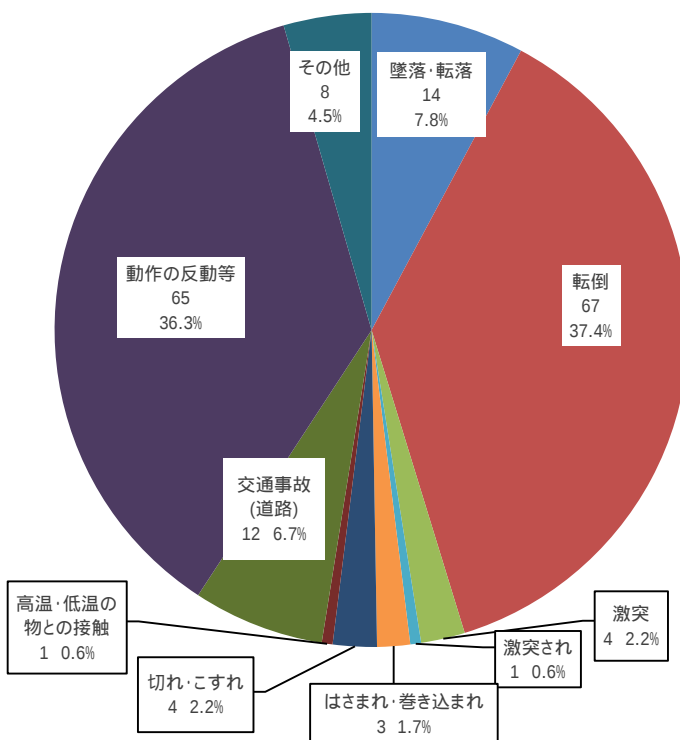


図 20 事故の型別休業 4 日以上之死傷災害（保健衛生業）

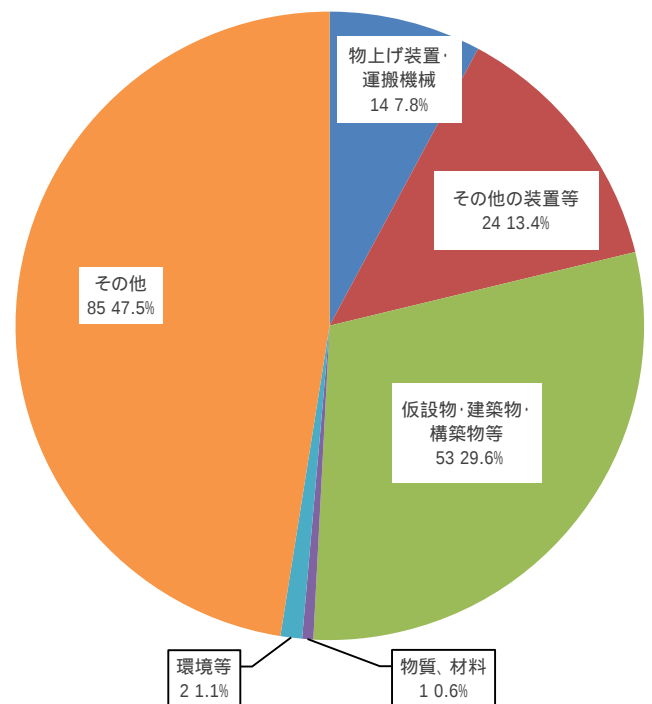


図 21 起因物別休業 4 日以上之死傷災害（保健衛生業）

死亡災害の半数以上は 50 歳以上

7 年齢別・経験別

平成元年から令和 6 年までの死亡災害を年齢別にみると、図 22 のとおり「50 歳以上」が全体の半数以上を占めている。

また、経験別にみると、図 23 のとおり経験 20 年以上のベテラン労働者が約 3 割を占めている。

さらに、月別にみると、図 24 のとおり 9 月及び 12 月に若干多く発生している。

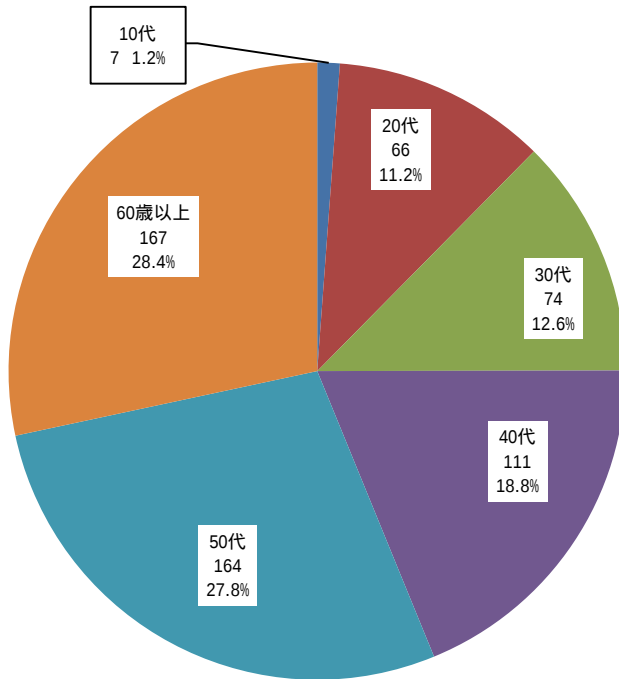


図 22 年齢別死亡災害発生状況
(平成元年～令和 6 年)

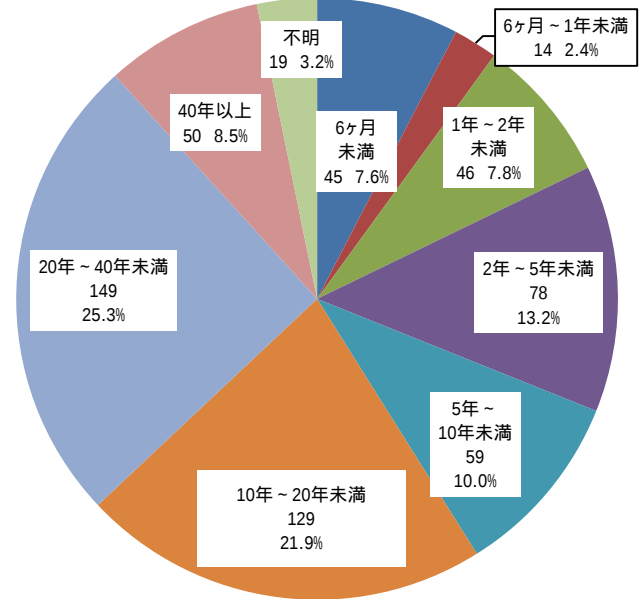


図 23 経験別死亡災害発生状況
(平成元年～令和 6 年)

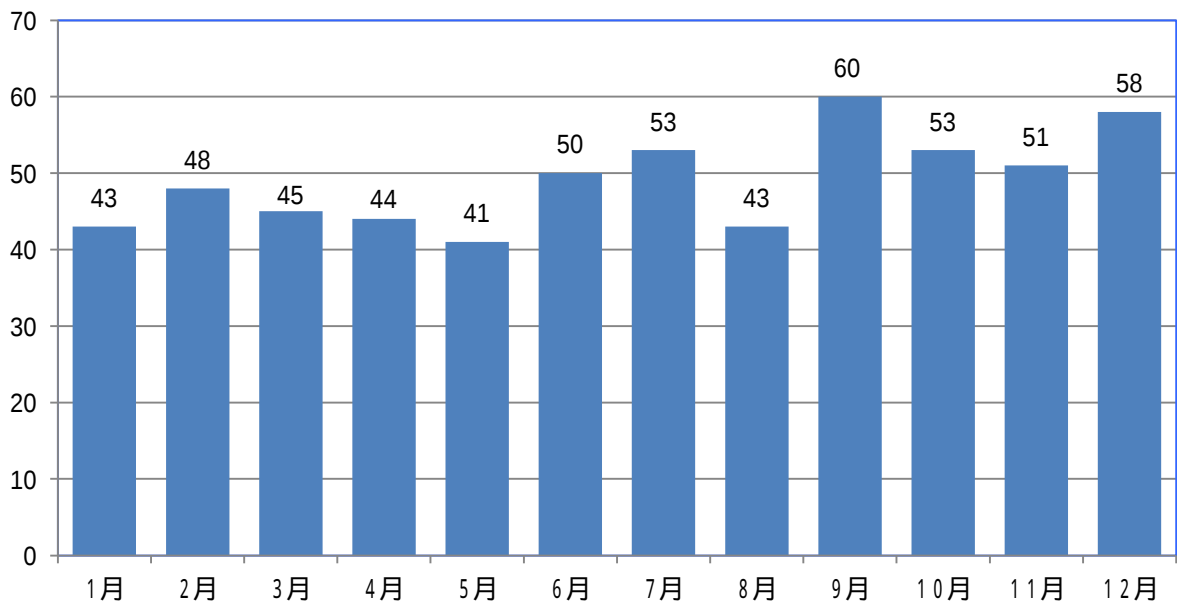


図 24 月別死亡災害発生状況
(平成元年～令和 6 年)

転倒災害は緩やかに減少傾向

8 転倒災害

転倒災害による休業4日以上之死傷災害は、図25のとおり令和6年は295人で、前年から2人（0.7%）減少した。

業種別にみると、図26のとおり「保健衛生業」が最も多く、次いで「商業」、「製造業」の順であった。

起因物別にみると、図27のとおり半数以上を「仮設物、建築物、構築物等」が占めている。

年齢別にみると、図28のとおり50歳以上が約76%と多くを占めた。

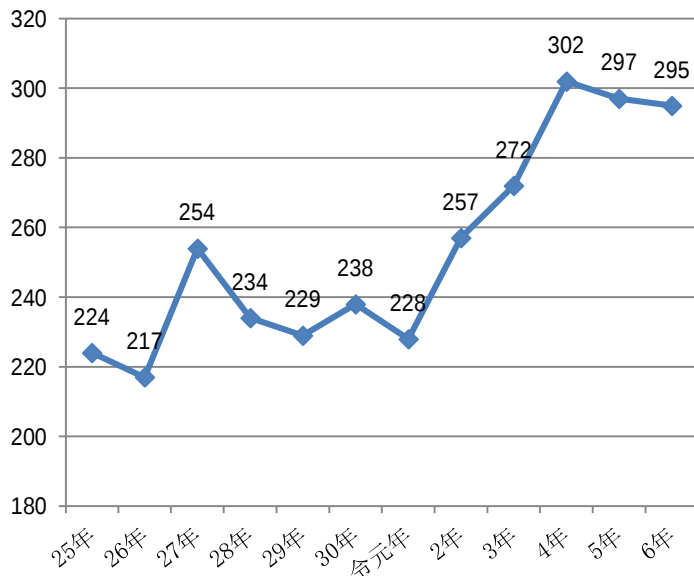


図25 年別転倒災害発生状況の推移

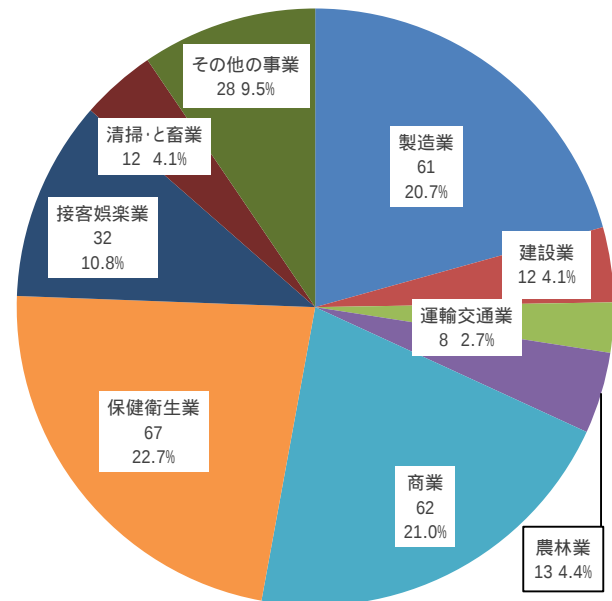


図26 業種別転倒災害発生状況（令和6年）

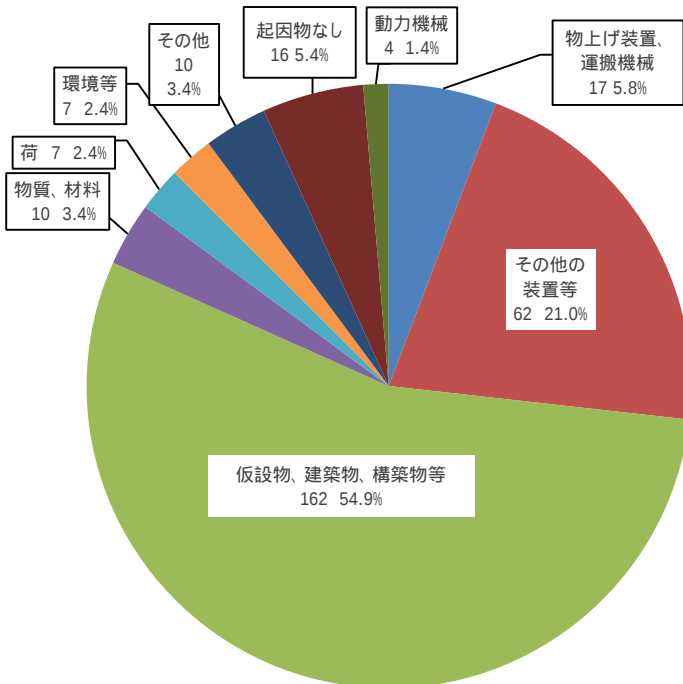


図27 起因物別転倒災害発生状況（令和6年）

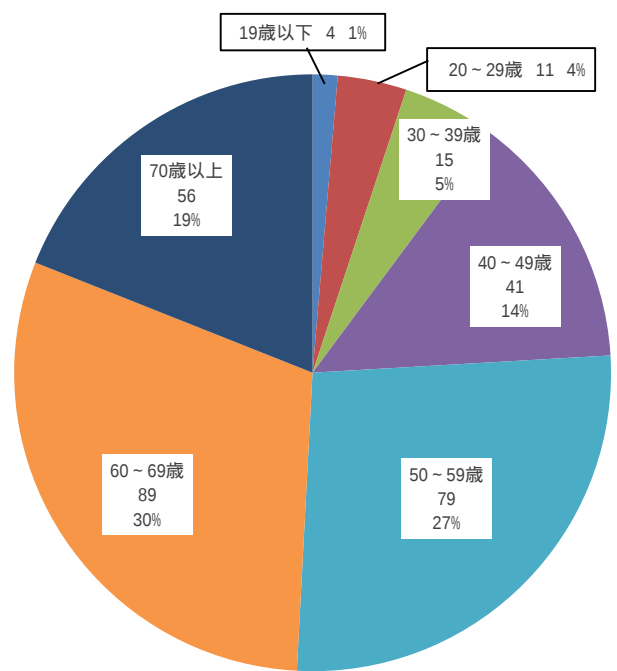


図28 年齢別転倒災害発生状況（令和6年）

交通労働災害の死傷者数は横ばい傾向

9 交通労働災害

交通労働災害による死亡災害は、図 29 のとおり前年より 1 人減少した。
交通労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、図 30 のとおり 74 人であった。

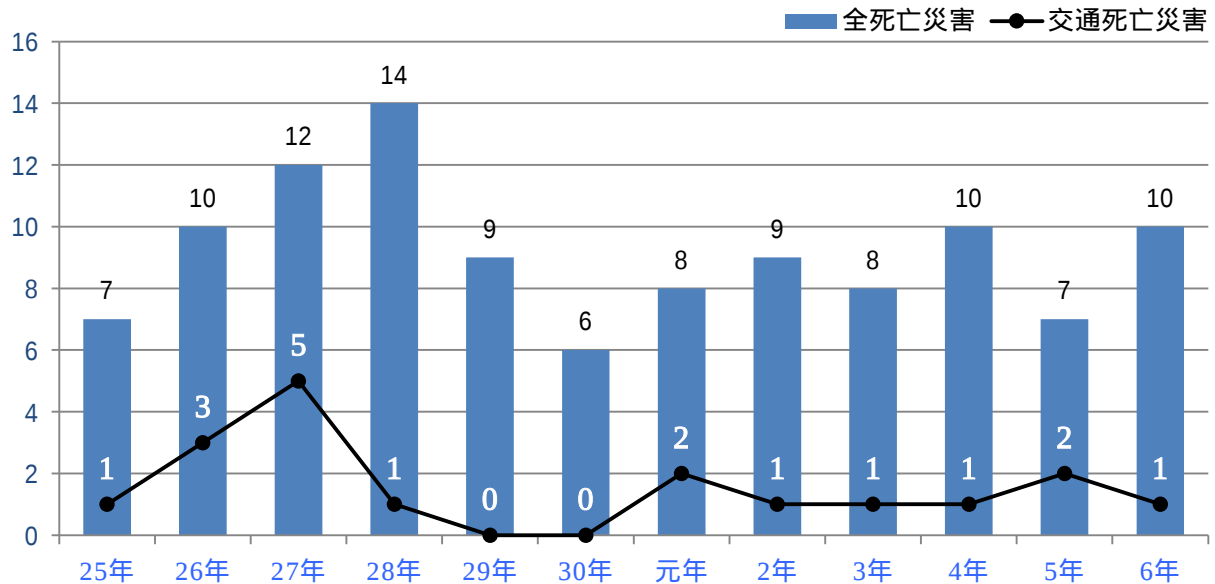


図 29 交通労働災害による死亡災害発生状況の推移（平成 25 年～令和 6 年）

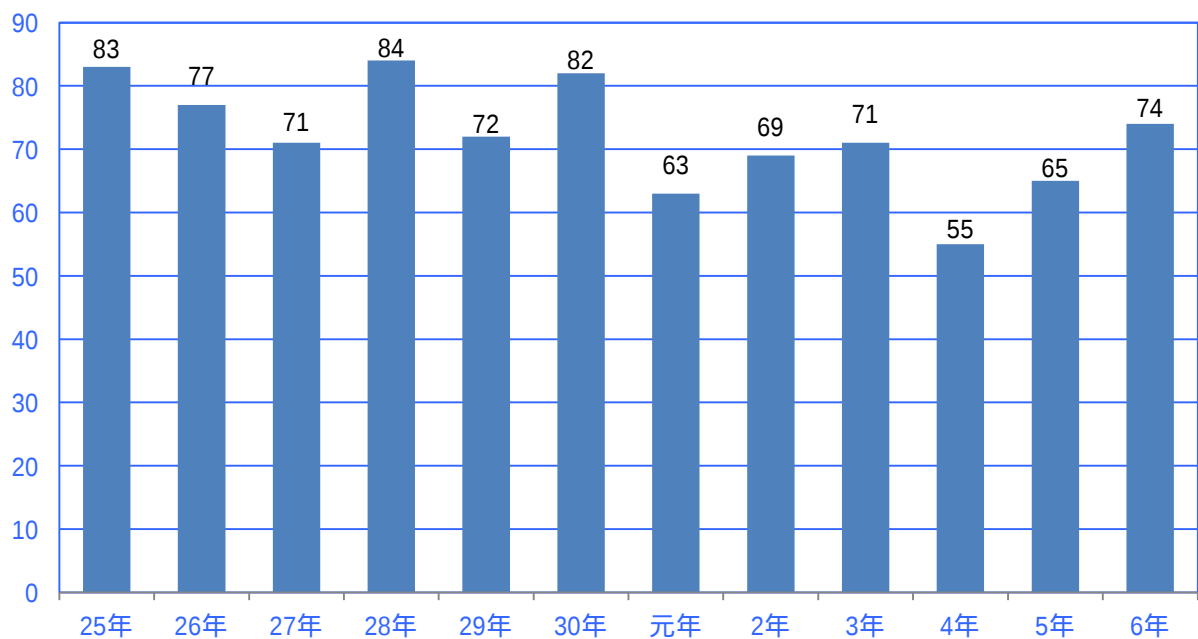


図 30 交通労働災害による休業 4 日以上之死傷災害発生状況の推移（平成 25 年～令和 6 年）

業務上疾病の 8 割以上が負傷に起因する疾病

10 業務上疾病発生状況

業務上疾病については、図 31 のとおり、「負傷に起因する疾病」が全体の 8 割以上を占め、その中でも、「腰痛」が「負傷に起因する疾病」の 7 割以上を占めた。

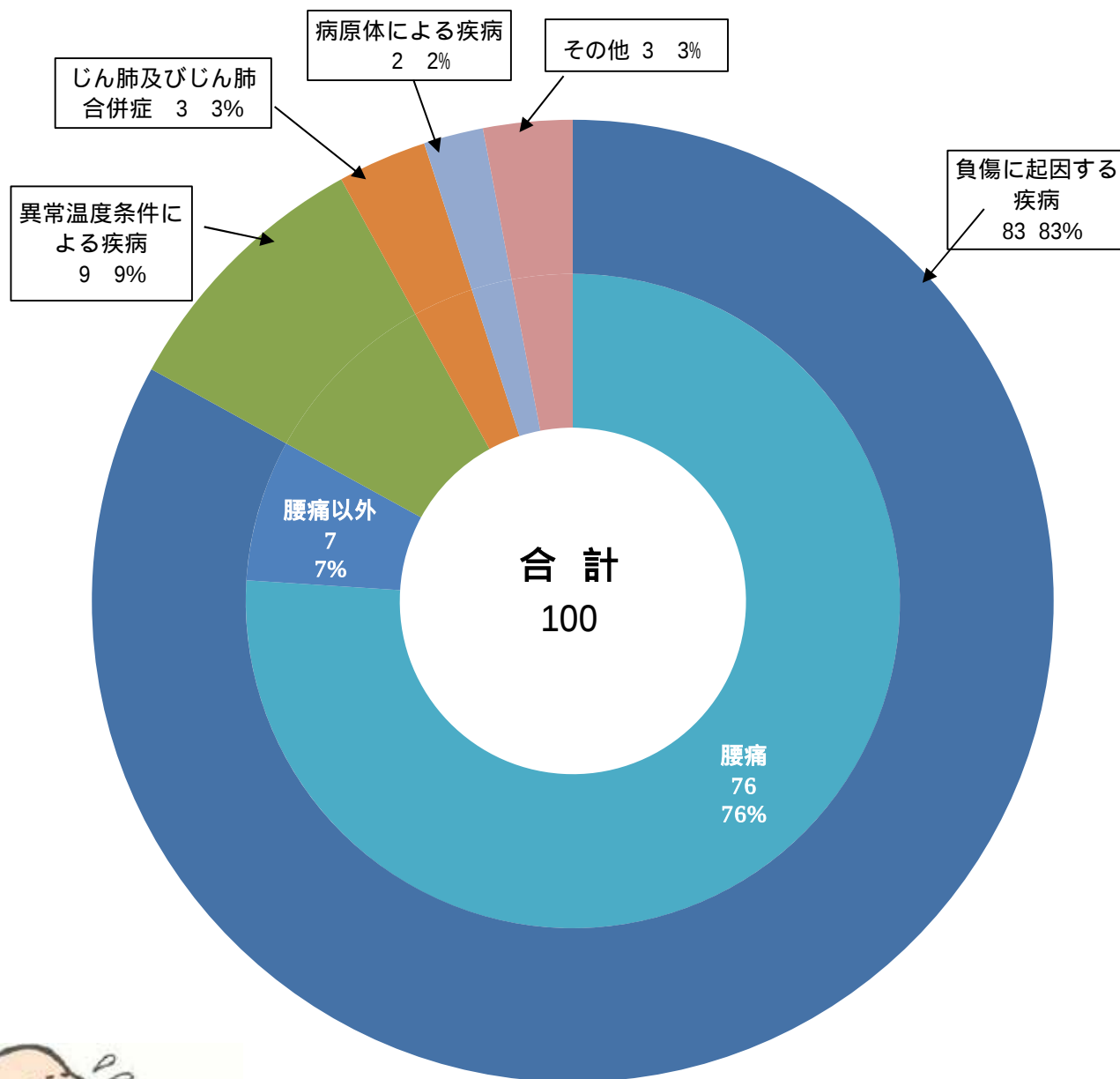


図 31 業務上疾病発生状況（令和 6 年）

定期健康診断の有所見率は上昇傾向

11 定期健康診断有所見率の推移

和歌山県内の定期健康診断有所見率は、年々上昇している。

平成 18 年から全国平均を上回り、令和 6 年は 62.8%で全国平均より 3.4 ポイント高かった。

表 1 年別定期健康診断実施結果（和歌山県内）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
受診労働者数	72,035	69,774	71,628	75,397	81,889	75,451	75,792	75,482	67,936	74,344
有所見者数	40,032	39,412	41,027	43,579	47,480	44,620	45,033	45,382	41,826	46,684
有所見率	55.6%	56.5%	57.3%	57.8%	58.0%	59.1%	59.4%	60.1%	61.6%	62.8%
健診実施事業場数	700	693	705	762	833	803	776	950	728	769

表 2 年別定期健康診断実施結果（全国）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
受診労働者数	13,476,904	13,650,292	13,597,456	13,617,710	13,757,988	12,480,197	12,918,763	13,237,013	13,185,491	12,954,936
有所見者数	7,222,817	7,338,890	7,353,945	7,559,845	7,792,968	7,301,931	7,580,352	7,697,689	7,771,417	7,700,820
有所見率	53.6%	53.8%	54.1%	55.5%	56.6%	58.5%	58.7%	58.2%	58.9%	59.4%
健診実施事業場数	115,806	118,031	119,726	120,914	123,354	116,717	119,402	145,791	122,398	121,617

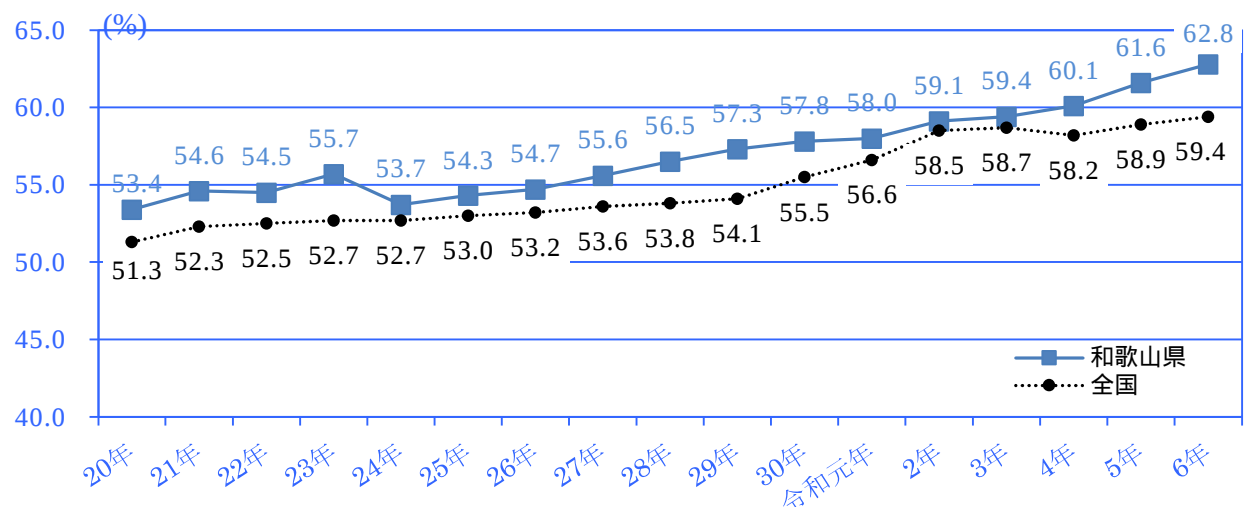


図 32 定期健康診断有所見率の推移

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日施行

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

[illegible]

日本標準産業分類から該当する
細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食
料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

日本標準職業分類から該当する
小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工
処理従事者（金属製品を除く）＞
食料品製造従事者

該当する傷病名及び傷病部位を
選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします





帳票入力支援サービスを活用した 労働者死傷病報告の電子申請方法について（令和7年1月1日から）

労働者死傷病報告の改正

令和7年（2025年）1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

※ 令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

これまで…

- ・パソコン、スマホから記入して**電子申請**



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



令和7年1月1日以降報告受付分から…

- ・原則、パソコン、スマホから記入して**電子申請**



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



電子申請での報告のメリット

- ☑ **その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！**
 - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
 - ① 必須項目や入力内容を案内する**入力ガイド**
 - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
 - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ **その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！**
 - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ **その3 時間短縮！**
 - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ **その4 郵送費がかからない！**
 - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



※「帳票入力支援サービス」については、
スライド4以降に詳細を掲載しています。

労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

労働者死傷病報告の報告方法

労働者死傷病報告を**所轄労働基準監督署**に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「**帳票入力支援サービス**」といいます。）をご利用ください。

①帳票入力支援サービス



(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)

②所轄労働基準監督署

電子申請



帳票入力支援サービス利用にあたっての事前準備について

- e-Govに連携して電子申請を行いますので、事前にe-Govアカウント又はG Biz IDの取得をお願いします。また、MicrosoftやGoogleでもログインできますので、e-Govを使用できる環境かご確認ください。（次頁のとおり、「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）」を押下すると、右のログイン画面に切り替わりますので、赤点線囲みのいずれかをクリックしていただき、画面の遷移先でアカウントの設定をお願いいたします。

e-Govアカウントログイン

帳票入力支援サービスのログインについて

右側の「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）」を選択してください。



文字サイズ 小 中 大



本サービスについて

サービス利用方法

よくあるご質問

お知らせ

アンケート

労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)

労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービスとは？

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

パスワードを忘れた方 [🔗](#)

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ 🔗](#)

または以下のアカウントでログイン



GbizIDでログイン



Microsoftでログイン

労働者死傷病報告を選択

労働者死傷病報告は、休業（見込み）日数が4日以上（死亡災害を含む）のと休業日数が4日未満の2種類ありますので、該当するほうの手続きから報告をお願いいたします。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

ログアウト

帳票作成メニュー

電子申請手続

新規に申請する場合、以下の該当手続を選択してください。

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

労働者死傷病報告（休業4日未満）

定期健康診断結果報告

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告

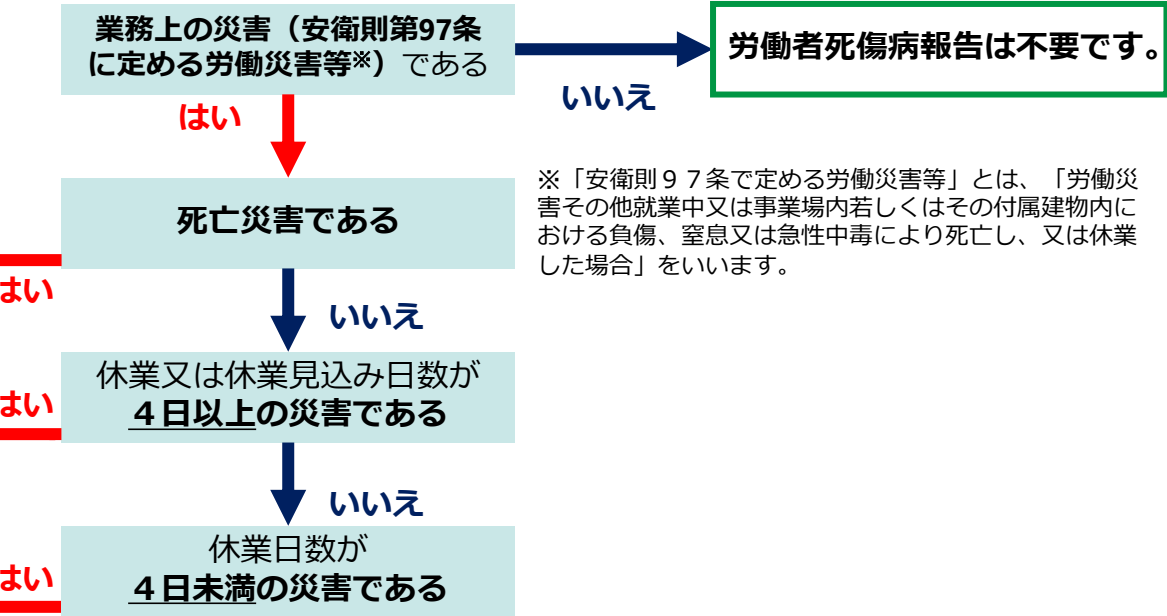
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

じん肺健康管理実施状況報告

有機溶剤等健康診断結果報告

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告

既に申請した手続きの情報を確認する場合、申請案件一覧の到達番号を選択してください。



主な違い	休業4日以上	休業4日未満
報告期限	労働災害発生より死亡し、又は休業したとき遅滞なく報告	1～3月、4～6月、7～9月、10～12月までの期間に発生した労働災害について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日まで 例：4月4日に労働災害が発生した場合、7月31日まで報告
報告事項で違う項目	休業見込期間又は死亡日時	休業日数（1～3日）

申請案件一覧

過去に申請した手続きの一覧です。
到達日時の日付を範囲指定することで、申請案件一覧の絞り込みができます。
申請済み案件の内容を確認する場合、対象の到達番号を選択してください。
なお、手続きが終了して90日が経過した申請済み案件は検索できなくなります。

2024/05/24

29

～

2024/08/22

29

検索する

到達日時

到達番号

ステータス

法人名

申請者名

手続名称

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

帳票入力支援サービスの入力画面の説明

入力の詳細については、次頁以降をご確認ください。

「手続き」がされているか確認！

一時保存したデータを利用するときは…

- 「ファイル選択」で一時保存したデータを選択し、「帳票入力データの読み込み」を押下すると、途中から再開できます。

入力データを一時保存するときは…

- 入力途中のデータは、画面の一番下の「帳票入力データを保存する」ボタンを押下すると、一時保存できます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス

ログアウト

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

入力操作中でも60分で通信が切断されますので、こまめな一時保存をお願いします。

入力途中のデータを一時保存する場合、画面下部の「帳票入力データを保存する」を押してください。

詳しい利用方法は [こちら](#) をご参照願います。

- 申請者情報の氏名を入力してください。
- 申請者情報の氏名フリガナを入力してください。

ファイルの選択 | 帳票入力データの読み込み

氏名フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

帳票提出労働基準監督署名（必須）

労働基準監督署長殿

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

※添付できるファイルの形式は「BMP、DOC、JPEG、JTD、PDF、PNG」、ファイルサイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以内です。

+ファイルを追加...

メニューに戻る | 帳票入力データを保存する | 申請内容（PDF）を出力する | 内容を確認する

申請内容（入力データ）を印刷するときは…

- 入力途中の内容を印刷する際は、「必須項目」をすべて入力した後、「申請内容（PDF）を出力する」を押下して、印刷してください。

※入力にエラーがあると、画面の上側にエラーメッセージが表示されます。

労働者死傷病報告の入力（申請者情報①）

入力の注意事項に留意していただき、申請者情報の入力をお願いします。
過去に保存した入力データを使用すると省力化が図れますが、修正漏れにご注意ください（以降の入力も同じです）。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請入の労働者が被災した場合、元請入の労働保険番号を記入すること。）事業の種類（日本標準産業分類）

81001

事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）

カナ

漢字

工事名

職員の記入欄
派遣先の事業の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時間は24時間表記とすること。）

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ

漢字

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込

死亡

災害発生状況及び原因（次の項目に照して詳細に記入すること。）

略図（発生の状況を図示すること。）

国籍・地域
在留資格

職種

就業の型

報告作成者
氏名

年

月

日

事業所氏名

労働基準監督署長殿

受付印

申請者情報

個人／法人選択（必須）

個人法人

法人番号（半角数字13桁）

法人番号から法人名を検索

法人名（全角256文字以内）

法人名から法人番号を検索

法人名フリガナ（全角カナ256文字以内）

氏名（必須）（全角256文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

氏名フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

役職（全角256文字以内）

労働者死傷病報告の入力（連絡先情報②）

入力の注意事項に留意していただき、連絡先情報の入力をお願いします。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告	
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）	
81001	
事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）	
カナ	
漢字	
工事名	
職員の記入欄	派遣先の事業の労働保険番号
事業場の所在地（住所）	市内下請事業の場合は従事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称
郵便番号	電話番号
労働者数	発生日時（時刻は24時間表記とすること。）
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）	生年月日
カナ	
漢字	
職業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）	職業見込期間又は死亡日時
職業見込	
災害発生状況及び原因（次の項目に照して詳細に記入すること。）	
略図（発生時の状況を図示すること。）	
①どのような場所で（被災時の作業場所）	
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）	
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び加害物）	
④上記②又は③にどのような不安な又は有害な状態があったか	
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、箇所名等）	
（労働者が外国人である場合のみ記入すること）	
国籍・地域	在留資格
報告作成者	氏名
年	月 日
事業所長氏名	
労働基準監督署長殿	

郵便番号（必須）（半角8文字）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。日本国外の住所の場合は、「000-0000」としてください。

住所（必須）（全角256文字以内）

※都道府県名から記述してください。

住所フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

電話番号（必須）（半角16文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

FAX番号（半角16文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

電子メール（必須）（半角128文字以内）

労働者死傷病報告の入力（労働保険番号の入力）

入力の注意事項に留意していただき、労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号）を記入してください。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）

事業の種類（日本標準産業分類）

8 1 0 0 1

都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

事業場の名称（建設業にあっては工事名を併記すること。）

カナ 漢字

工事名

職員記入欄

派遣先の事業の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

電話番号

労働者数

発生日時（時間24時間表記とすること。）

9：令和

元 年 月 日 時 分

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ 漢字

1：明治
3：大正
5：昭和
7：平成
9：令和

生 年 月 日 時 分

性別

職 種（日本標準職業分類）

経験期間

（1）年（2）月

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡時刻に○）

休業見込 月 日 時 分

死亡日時 月 日 時 分

被災発生状況及び原因（次の項目に照して詳細に記入すること。）

①どのような場所で（被災時の作業場所）

②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び加害物）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）

国籍・地域 在留資格

国 地域 在留資格

報告書作成者 氏 名

年 月 日

事業所長氏名

労働基準監督署長殿

受付印

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）

都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号



帳票支援入力サービスの「①労働保険番号」から「⑬署名、宛先」までの入力項目を入力いただくと、最後にPDFデータの出力、印刷した際に左記の該当箇所に反映されます（以降の入力も同じです）。

①労働保険番号

入力項目の説明▼

都道府県（必須）

（半角数字2桁）

所掌（必須）

（半角数字1桁）

管轄（必須）

（半角数字2桁）

基幹番号（必須）

（半角数字8桁）

枝番号

（半角数字3桁）

被一括事業場番号

（半角数字4桁）

労働者死傷病報告の入力（事業の種類（日本標準産業分類の入力））

改正項目

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**事業の種類**について、日本標準産業分類の細分類コードでの報告となりました。入力の注意事項参考にしていただき、入力・選択をお願いいたします。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告																			
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。事業の種類（日本標準産業分類）										事業の種類（日本標準産業分類）									
81001																			
事業場の名称（建設業にあっては工事名を併記すること。）																			
カナ																			
漢字																			
工事名																			
職員の氏名（建設業にあっては工事名を併記すること。）																			
職員の氏名																			
事業場の所在地（住所）																			
郵便番号																			
労働者数																			
発生日時（時刻は24時間表記とすること。）																			
発生時刻																			
発生場所																			
発生状況及び原因（次の項目に照して詳細に記入すること。）																			
①どのような場所で（被災時の作業場所）																			
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）																			
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び加害物）																			
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか																			
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、患部等）																			
労働者が外国人である場合のみ記入すること																			
国籍・地域																			
報告作成者																			
氏名																			
年 月 日																			
事業所長氏名																			
受 付 印																			

事業の種類（日本標準産業分類）

--	--	--	--

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

②事業の種類（日本標準産業分類）

入力項目の説明▼

事業の種類（日本標準産業分類の大分類の業種名）（必須）

--

事業の種類（日本標準産業分類の中分類の業種名）（必須）

--

事業の種類（日本標準産業分類の小分類の業種名）（必須）

--

事業の種類（日本標準産業分類の細分類の業種名）（必須）

--

事業の種類が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準産業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

労働者死傷病報告の入力（派遣労働者が被災した場合の派遣先事業場の郵便番号）

派遣労働者が被災した場合は、入力の注意事項に留意していただき派遣先事業場の郵便番号の入力をお願いします。

～様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）

8 1 0 0 1

事業場の名称（建設業にあっては工事名を併記すること。）

カナ

漢字

工事名

職員記入欄

派遣先の事業場の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時刻は24時間表記とすること。）

9：令和

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ

漢字

生年月日

性別

職 種（日本標準職業分類）

経験期間

（以下右列に20）

被災地の所在地（住所）

被災発生状況及び原因（次の項目に關して詳細に記入すること。）

①どのような場所（被災時の作業場所）

②どのような作業をしていたときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び加害物）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、傷病名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）

国籍・地域 在留資格

報告書作成者 氏 名

年 月 日

事業所職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号

□□□□—□□□□□□

④派遣先の事業場の郵便番号

入力項目の説明▼

※被災した労働者は派遣労働者ではありません。□

派遣先の事業場の郵便番号（必須）（半角8文字）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元は、それぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を報告してください。

被災者
（派遣労働者）

報告



派遣先

労働者死傷病報告

報告

派遣先を
管轄する
監督署

報告



派遣元

労働者死傷病報告の内容を報告
（派遣法施行規則第42条）

報告

労働者死傷病報告

派遣元を
管轄する
監督署

労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報①）

入力の注意事項に留意していただき、被災労働者の情報の入力・選択をお願いします。

～様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告									
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）									
81001									
事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）									
カナ									
漢字									
工事名									
職員の記入欄									
派遣先の事業の労働保険番号									
事業場の所在地（住所）									
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）									
カナ									
漢字									
生年月日									
性別									
職業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）									
職業見込									
災害発生状況及び原因（次の項目に詳しく記入すること。）									
略図（発生時の状況を図示すること。）									
報告書作成者									
氏名									
年 月 日									

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）		生年月日		性別	
カナ		1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成 9: 令和		() 歳	
漢字		元号	年	月	日
					男 女

⑦被災労働者の情報

入力項目の説明▼

被災労働者の氏名（カナ）（必須）（全角カナ14文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

被災労働者の氏名（漢字）（必須）（11文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

生年月日（必須） ※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。

和暦

西暦

（半角数字7桁）

記入例）

平成10年12月31日の場合は
7101231を入力※1桁目は和暦
（1：明治、3：大正、5：昭和、7：平成、9：令和）

（半角10文字）

※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法はこちらをご参照ください。

年齢 ※被災者が15歳未満である場合はチェックを入れてください。 ☐

歳

性別（必須） ※いずれかを選択してください。

男 女

労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報②）

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**被災労働者の職種**について、日本標準職業分類の小分類コードでの報告となりました。入力の注意事項も参考にいただき、入力・選択をお願いいたします。

[illegible]

職 種（日本標準職業分類）

--	--	--

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

職種（日本標準職業分類）

入力項目の説明▼

職種（日本標準職業分類の大分類の職種）（必須）

職種（日本標準職業分類の中分類の職種）（必須）

職種（日本標準職業分類の小分類の職種）、（必須）

職種が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準職業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報③、休業・死亡）

入力の注意事項に留意していただき、被災労働者の情報（経験期間）、休業・死亡の入力・選択をお願いします。
 なお、休業4日未満の場合は、休業見込欄に休業日数を記入してください。死亡・死亡日時欄の記入は不要です。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請入の労働者が被災した場合、元請入の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）

8 1 0 0 1

事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）

カナ

漢字

工事名

職員の記入欄（建設業の工事に従事する下請入の労働者が被災した場合、元請入の労働者の情報を記入すること。）

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時間24時間表記とすること。）

9:令和

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ

漢字

職種（日本標準職業分類）

経験期間

休業見込

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込

死亡日時

災害発生状況及び原因（次の項目に詳しく記入すること。）

①どのような場所（被災時の作業場所）

②どのような作業をしていたときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び有害物質）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、傷病名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）

国籍・地域

在留資格

報告書作成者

氏名

年 月 日

事業所長氏名

労働基準監督署長

受付印

経験期間

〇〇 〇〇

いずれかに○

年 月

経験期間（必須）
 年/月（必須） ※いずれかを選択してください。

年 月

（半角数字2桁以内）

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込

〇〇 〇〇 〇〇

いずれかに○

死亡

死亡日時

月 週 日

休業4日未満の場合は、休業見込欄に休業日数を記入してください。死亡・死亡日時欄の記入は不要です。

⑧休業、死亡

入力項目の説明▼

死亡 ※いずれかを選択してください。

選択なし 死亡

休業見込

月/週/日 ※いずれかを選択してください。

月 週 日

（半角数字2桁以内）

死亡日時

年月日 ※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。
 和暦

西暦

和暦

（半角数字7桁）

記入例）

平成10年12月31日の場合は7101231を入力
 ※1桁目は和暦（7：平成、9：令和）

時刻 ※24時間表記かつ、数字4桁で入力してください。

（半角10文字）

※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法はこちらをご参照ください。

一様式第23号（第97条関係）（表面）

休業日数 日

⑧ 休業

入力項目の説明▼

休業日数 (必須)

(半角数字 1 桁、1 ~ 3)

労働者死傷病報告の入力（傷病名、傷病部位）

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**傷病名、傷病部位**について、コードでの報告となりました。コードは、選択された**傷病名、傷病部位**の項目から自動入力されます

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）事業の種類（日本標準産業分類）

81001

事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）

カナ

漢字

工事名

職員記入欄

派遣先の事業の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時間は24時間表記とすること。）

9:令和

職業（日本標準職業分類）

性別

生年月日

職業

経験期間

（以下省略）

休業見込

休業開始又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

死因発生状況及び原因（次の項目に詳しく記入すること。）

①どのような場所で（被災時の作業場所）

②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び知覚物）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、患部名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）

国籍・地域

在留資格

報告作成者

氏名

年 月 日

事業所職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

傷 病 名	傷 病 部 位
□□	□□

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

傷病名大分類（必須）

負傷（負傷に伴わない事故含む）

負傷（負傷に伴わない事故含む）

業務上の負傷に起因する疾病

物理的因子による疾病（がん除く）

身体に過度の負担にかかる態様に起因する疾病

化学物質等による疾病（がん除く）

傷病部位大分類（必須）

頭部

頭部

頸部

胴体

上肢

下肢

複合部位

一 般的 症 状

傷病名分類項目（必須）

切断

骨折

切断

関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位含む）

打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）

創傷（切創、裂創、刺創及び擦過創を含む）

傷病部位分類項目（必須）

鼻

頭蓋部

眼

耳

口

鼻

顔

頭部中の複合部位

労働者死傷病報告の入力（被災地の所在地（住所））

入力の注意事項に留意していただき、被災地の所在地（住所）の入力をお願いします。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告	
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）事業の種類（日本標準産業分類）	
810001	
事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品記すこと。）	
カナ	
漢字	
工事名	
職員の氏名（被災者の氏名を記入すること。）	
氏名	
事業場の所在地（住所）	
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）	
氏名	
被災状況及び原因（次の項目に詳しく記入すること。）	
①どのような場所で（被災時の作業場所）	
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）	
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び加害物）	
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか	
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、傷病名等）	
図解（発生時の状況を図示すること。）	
（労働者が外国人である場合のみ記入すること）	
国籍・地域 在留資格	
報告作成者 氏名	
年 月 日	

被災地の所在地（住所）

被災地の所在地（住所）（必須）（65文字以内）

労働者死傷病報告の入力（災害発生状況及び原因）

改正項目

必要に応じてナビ入力を活用いただき、労働災害の発生状況及び原因の詳細を記入してください。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告									
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）事業の種類（日本標準産業分類）									
81001									
事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）									
カナ									
漢字									
工事名									
職員の記入欄									
派遣先の事業の労働保険番号									
事業場の所在地（住所）									
郵便番号									
労働者数									
発生日時（時刻は24時間表記とすること。）									
9:令和									
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）									
カナ									
漢字									
生年月日									
性別									
職業（日本標準職業分類）									
職名									
被災地の所在地（住所）									
被災見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）									
被災見込									
被災見込									
災害発生状況及び原因（次の項目に関して詳細に記入すること。）									
①どのような場所で（被災時の作業場所）									
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）									
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（起因物及び加害物）									
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか									
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、傷病の部位、傷病名等）									
国籍・地域（労働者が外国人である場合のみ記入すること）									
国籍・地域コード									
国籍・地域コード									
報告作成者氏名									
年 月 日									

災害発生状況及び原因（次の項目に関して詳細に記入すること。）	
①どのような場所で（被災時の作業場所）	
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）	
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（起因物及び加害物）	
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか	
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、傷病の部位、傷病名等）	

■ 今回の変更に影響する箇所

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

災害発生状況及び原因

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

戻る 次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

戻る 次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があって災害が発生しましたか？

戻る 次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

戻る 終了

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

【参考】災害発生状況及び原因の記入例（墜落・転落）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

木造2階建ての個人宅の新築現場において、高さ約4.5mの車庫の屋根と母屋の屋根の間にある開口部

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

被災者が、車庫の屋根から隣接する母屋の屋根に移動しようとしていた際、

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

車庫の屋根と母屋の屋根の間の開口部（幅約1.0m）

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

開口部から墜落を防止するため、通行するための足場板や手すり等が設置されていなかった。墜落制止用器具を使用するための親綱が設置されていなかった。

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者が、高さ約4.5m車庫の屋根と母屋の屋根の間にある開口部から、墜落して右足首骨折

戻る

終了

墜落・転落の 記入にあたってのポイント

①について

- 墜落・転落した場所（墜落・転落の直前まで作業していた場所）とその高さを目測で構いませんので、記入してください。

②について

- 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような作業（又は行動）をしていたか記入してください。

④について

- 「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取し、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

- 帳票入力支援サービスに、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にさせていただき、具体的に記入してください。

【参考】災害発生状況及び原因の記入例（はさまれ、巻き込まれ）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

第3工場 袋麺製造工程 第3製造ラインの**麺生地伸ばし機**（(株)●●社製 型番●●●）

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

麺生地伸ばし機に麺生地が詰まったため、電源を入れたまま麺生地の取り出し作業中

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

麺生地伸ばし機のローラー部分

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

本来は麺生地伸ばし機のローラー部分に接触しないようにカバーが設けられていたが、カバーが壊れてから設置されていなかった。電源を付けたまま麺生地の取り出しを行った。

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者の右親指が麺生地伸ばし機のローラーに**巻き込まれ**、**右親指を骨折**

戻る

終了

はさまれ、巻き込まれの記入にあたってのポイント

①③について

- 単に「機械」（又は重機等）とせずに、**具体的な機械（又は重機等）の名称を記入するとともに、はさまれ、巻き込まれた箇所を具体的に記入してください。**機械の製造元や型式番号等が分かる場合については、できる限り記入してください。

②について

- 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような**作業（又は行動）**をしていたか記入してください。

④について

- 単に「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取して、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

- 帳票入力支援サービスに、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にさせていただき、具体的に記入してください。

【参考】災害発生状況及び原因の記入例（転倒）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

介護施設のエントランス付近

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

荷物（約3kgのダンボール箱）を持って事務室に移動していたところ

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

なし

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

荷物を持って移動することにより、ふらつきや足がもつれた。労働者がふらつきやすい等の体力・身体機能の状況を把握していなかった。

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者がふらつき、**自分の足にもつれて転倒（※）**して、**左膝**を地面にぶつけて**膝蓋骨骨折**

戻る

終了

転倒における 記入にあたってのポイント

①について

- 単に「敷地内」とせずに具体的な場所を記入してください。

②について

- 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような**作業（又は行動）**をしていたか記入してください。

④について

- 単に「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取し、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

- 帳票入力支援サービスに、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にさせていただき、具体的に記入してください。

※特に、事故の型（**転倒の種類**）については、不明な場合を除き、以下の類型に留意して記入してください。

㊦ 滑り

㊧ つまずき

㊨ 踏み外し

㊩ もつれ

【参考】災害発生状況及び原因の記入例（化学物質による災害）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

清掃作業中の揚げ物の生産ライン

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

フライヤーの油を洗浄するため、薬品を浸したスポンジでこすって**汚れを落とす**作業

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

**洗浄用の薬品（アルカリ性）
通知対象物質（SDSあり）：水酸化ナトリウム、ジエチレングリコールモノブチルエーテル**

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があって災害が発生しましたか？

手袋着用のみで、**腕力バーをつけていなかったため**

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

薬品が袖口から腕に伝わり、皮膚を火傷した。腕力バーは液体を通さないが、作業着は薬品（洗浄剤）が染み込み腕にまとわりついた。

戻る

終了

化学物質による災害における 記入にあたってのポイント

③について

- 化学物質名または製品名を記載する等、原因となるものについて詳細に記入してください。
- また、当該化学物質が労働安全衛生法の規制の対象となっている場合は、その旨を記入してください。例えば、当該化学物質が、安衛法第57条の2に基づく通知対象物（SDS交付対象物質）である場合は、通知対象物である旨を記入してください。

労働者死傷病報告の入力（略図）

災害発生時の「略図」のファイルをアップロードしてください。

「略図」のファイルの形式は「BMP,JPEG,PNG」のいずれか、ファイルサイズは15MB以下としてください。

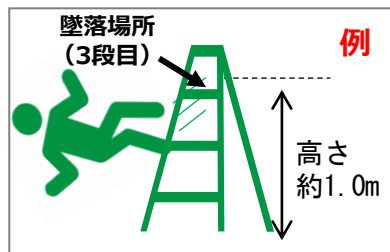
～様式第23号（第97条関係）（表用）

労働者死傷病報告	
労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）	
81001	
事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）	
カナ	
漢字	
工事名	
職員の記入欄（派遣先の事業の労働保険番号）	
事業場の所在地（住所）	
郵便番号	
労働者数	
発生日時（時間は24時間表記とすること。）	
発生労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）	
カナ	
漢字	
休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は初日欄に○）	
休業見込	
災害発生状況及び原因（次の項目に關して詳細に記入すること。）	
①どのような場所で（被災時の作業場所）	
②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）	
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び知覚物）	
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか	
⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、傷病名等）	
（労働者が外国人である場合のみ記入すること）	
国籍・地域 在留資格	
報告書作成者 氏名	
年 月 日	
事業所長氏名	
労働基準監督署長殿	
受付印	

略図（発生時の状況を図示すること。）

- 従前の手書きデータとは異なり、イラスト等の「略図」のデータが添付できるようになりました。
 - イラスト等だけでなく、補足の説明等も必要に応じて追記してください。
 - 「略図」を手書きで作成後、スキャナで読み込んで画像データとして添付することも可能ですし、スマートフォンで写真を撮って、そのデータを添付していただいてもかまいません。
- ※災害現場等の写真をそのまま添付すると、どの部分で事故が起きたなど、説明の意図するところがよくわからないことがありますので、簡略化した情報である「略図」のデータを添付していただくようお願いします。

1.略図の作成（手書き可）



2.略図をアップロード



略図をファイル化してアップロード

①略図

入力項目の説明

略図（必須）を1ファイル添付してください。ファイル形式は「BMP、JPEG、PNG」、ファイルサイズは15MB以下としてください。

+ ファイルを追加...

略図は必ずこちらに添付してください。

労働者死傷病報告の入力（国籍、在留資格）

改正項目

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**国籍、在留資格**について、コードでの報告となりました。コードは、選択された**国籍、在留資格**の項目から自動入力されます。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること） 事業の種類（日本標準産業分類）

8 1 0 0 1

事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）

カナ

漢字

工事名

職員記入欄
派遣先の事業の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時間24時間表記とすること。）

9 : 令和

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ

漢字

性別

1 : 男
2 : 女

職名

職種（日本標準職業分類）

経験年数

（イ）（イ）（イ）

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込

死亡日時

災害発生状況及び原因（次の項目に詳しく記入すること。）

①どのような場所で（被災時の作業場所）

②どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び有害物質）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、施設名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）
国籍・地域コード 在留資格コード

国籍・地域
在留資格

年 月 日

事業責任者氏名

労働基準監督署長殿

受付印

■今回の変更に影響する箇所

国籍・地域 在留資格	(労働者が外国人である場合のみ記入すること)	
	国籍・地域コード	在留資格コード
	□□□	□□

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

⑩ 国籍、在留資格

※被災した労働者は外国人ではありません。 ☐

入力項目の説明▼

被災者が外国人でない場合には、チェックを付してください

国籍、地域

在留資格

中国(香港等を含む)
韓国
台湾
フィリピン
タイ
ベトナム
インドネシア
マレーシア
ミャンマー
カンボジア
ラオス
シンガポール
ブルネイ

技術・人文知識・国際業務
企業内転勤
教育
教授
技能
高度専門職1号
高度専門職2号
永住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等
定住者
技能実習（技能実習1号イ）
技能実習（技能実習1号ロ）

被災者が外国人の場合には、「国籍、地域」及び「在留資格」を選択してください。

労働者死傷病報告の入力（報告作成者職氏名、署名、宛先）

入力の注意事項に留意していただき、報告作成者職氏名、署名の入力と報告先の所轄労働基準監督署を選択してください。

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。） 事業の種類（日本標準産業分類）

81001

事業場の名称（建設業にあっては工事名を作品のこと。）

カナ

漢字

工事名

報告記入欄

派遣先の事業の労働保険番号

事業場の所在地（住所）

郵便番号

労働者数

発生日時（時刻は24時間表記とすること。）

9:令和

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）

カナ

漢字

性別

1:明治
3:大正
5:昭和
7:平成
9:令和

元号

生年月日

職種（日本標準職業分類）

経験期間

（以下別紙に）

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込

月

日

死亡日時

月

日

災害発生状況及び原因（次の項目に關して詳細に記入すること。）

①どのような場所で（被災時の作業場所）

②どのような作業をしていたときに（作業者の作業行動を含む）

③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（原因物及び有害物）

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか（事故の型、原因の部位、傷病名等）

（労働者が外国人である場合のみ記入すること）

国籍・地域

在留資格

国

地域コード

在留資格コード

報告作成者

職氏名

年

月

日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

報告作成者
職氏名

⑫報告作成者職氏名

入力項目の説明▼

報告作成者職氏名（必須）
職名（30文字以内）

氏名（30文字以内）

➤ 所轄労働基準監督署より、問い合わせる場合がありますので、災害発生状況の分かる方の職名、氏名をご記入ください。

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

⑬署名、宛先

入力項目の説明▼

帳票記入年月日（必須）

※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。

元号 年 月 日

令和 6 8 6

(半角数字2桁以内) (半角数字2桁以内) (半角数字2桁以内)

西暦

2024/08/06 29

(半角10文字)

※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法は[こちら](#)をご参照ください。

事業者職氏名（必須）

事業者名（80文字以内）

職名（30文字以内）

氏名（30文字以内）

帳票提出労働基準監督署名（必須）

労働基準監督署長殿

【参考】添付書類の例：社会保険労務士が提出代行を行う場合の必要書類、所轄労働基準監督署から報告が求められているもの（例：遅延理由書等）

49
32

労働者死傷病報告の入力（PDFの保存・印刷、帳票入力データの保存・申請）

すべて入力を終了後、ページの一番下にある「申請内容（PDF）を出力する」を押下して、記入内容を確認してください。入力内容が問題なければ、電子申請前に「帳票入力データを保存する」を押下してデータを保存してください。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス

ログアウト

労働者死傷病報告

入力操作中でも60分で通信が切断されますので、こまめな一時保存をお願いします。
入力途中のデータを一時保存する場合、画面下部の「帳票入力データを保存する」を押してください。
詳しい利用方法は [こちら](#) をご参照願います。

申請者情報の氏名を入力してください。
申請者情報の氏名フリガナを入力してください。

ファイルの選択 ファイル...いません 帳票入力データの読み込み

メニューに戻る ② 帳票入力データを保存する ① 申請内容（PDF）を出力する ③ 内容を確認する

+ファイルを追加...

戻る ④ 申請する

① 申請内容（入力データ）を出力する

- 入力内容を確認する際は、すべて入力した後、「申請内容（PDF）を出力する」を押下して、PDFデータを出力してください。

社内の管理者に了解をとる際に、PDFデータ（印刷可）をご活用ください（工事現場での労働災害の場合、元方事業者等の関係者に確認を求める際にも、ご活用ください）。

※入力項目にエラーや必須項目に入力漏れやがある場合、画面の上側にエラーメッセージが表示されます。

② 帳票入力データを保存する

- 入力情報確認後、入力内容に問題がなければ、「帳票入力データを保存する」を押下して、報告用の入力データを保存してください。

③ 内容を確認する

- 「内容を確認する」を押下すると②を行ったかの確認画面が開きます。問題なければ「はい」を押下してください。



④ 申請する

- 最後に入力内容の確認画面が開きます。入力内容に問題がなければ、ページ一番下の「申請する」を押下してください。

控えのご確認方法

申請後、労働基準監督署での審査が完了すると、控えの電子公文書が発行されます。控えについては、e-Govからご確認いただけます。

e-GOV 電子申請

お問い合わせヘルプeGov2019

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	9002018000004081
法人名	株式会社イーガブ
申請者氏名	企業 太郎
手続名称	雇用保険被保険者資格取得届（平成28年1月以降手続）
提出先組織	厚生労働省

ステータス：審査終了サブステータス

履歴一覧

到達	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2019年1月16日 21時46分	2019年1月16日 22時46分	2019年1月17日 12時4分	-	申請取下げ

メッセージ：1件

発行日時	種別	件名	発出元	既読状況
2019年1月17日 12時4分	補正	メッセージタイトル	厚生労働省	未読

公文書：4件

件名	発行日時	取得期限	取得状況	取得日時	署名有無	詳細
雇用保険被保険者証	2019年1月17日 12時4分	2019年3月6日	未取得	-	-	詳細表示
雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（被保険者通知用）	2019年1月17日 12時4分	2019年3月6日	未取得	-	-	詳細表示
雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用）	2019年1月17日 12時4分	2019年3月6日	未取得	-	-	詳細表示
雇用保険被保険者資格喪失届／氏名変更届	2019年1月17日 12時4分	2019年3月6日	未取得	-	-	詳細表示

公文書をダウンロード

以下の手順によりご確認くださいことが可能です。

- ①e-Gov電子申請にログイン
- ②手続ごとの「申請案内状況」画面より、「公文書」の「詳細表示」をクリック
- ③「公文書をダウンロード」をクリックすると、PDFファイルをダウンロードできます

詳細は以下のe-Govのご利用ガイドをご参照ください（e-Govへリンクします）。

[公文書の確認をする | e-Gov電子申請](#)

【参考】改正労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）

第九十七条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、**遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。**

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかを別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

2 **前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは**、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前のじん肺法施行規則第三十七条第一項及び様式第八号、第五条の規定による改正前の労働安全衛生規則第二条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十三条第二項、第五十二条、第五十二条の二十一、第百条（様式第二十三号に係る部分を除く。）、様式第三号及び様式第六号から様式第六号の三まで並びに第六条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則第三十条の三及び様式第三号の二の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

第三条 事業者は、**当分の間**、第五条の規定による**改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第九十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。**

第四条 事業者は、**当分の間**、新安衛則第九十七条第二項に規定する方法による同項の報告に代えて、同条第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を記載した書面により**当該報告をすることができる。**

第五条 使用者は、**当分の間**、第八条の規定による改正後の労働基準法施行規則（次条において「新労基則」という。）第五十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、新安衛則第九十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面により**当該報告をすることができる。**

第六条 使用者は、**当分の間**、新労基則第五十七条第二項に規定する方法による同項の報告に代えて、新安衛則第九十七条第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を記載した書面により**当該報告をすることができる。**

厚生労働省における周知について

都道府県労働局や労働基準監督署において、ポスターやリーフレットを活用して事業者の皆様へ周知を行っています。

ポスター

**令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます！**

**「帳票入力支援
サービス」の
活用で作成が簡単！**
労働者死傷病報告等の
作成をサポート

時間短縮！
労働基準監督署に行く
手間・時間を短縮可能

**郵送費が
かからない！**
電子申請のため、
郵送費不要

**スマートフォン、
パソコンから
報告可能！**
テレワーク中でも、
スマートフォンや
パソコンから
報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。
これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト
「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに
電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者／安全管理者／
衛生管理者／産業医の選任報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための
検査結果等報告
- ◎ 有害な業務に係る
歯科健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舍内での災害報告

労働者死傷病報告の
電子申請に係る
厚生労働省
特設ページはこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
・都道府県労働局・労働基準監督署

リーフレット

事業主の皆さまへ
**労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます**
令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所
轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労
働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確
に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった②、③、④、⑤について該当するコードから選択できるようになり、
⑥については従来事業類別に記入できるように記入欄が5分割されました。

③事業の種類
日本標準産業分類から該当する
細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞食料品製造業＞食品製造業＞食品製造業

④被災者の職種
日本標準職業分類から該当する
小分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞食料品製造業＞食品製造業＞食品製造業

⑤傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を
選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切創
傷病部位：頭部＞顔

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入し
てください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資
格を選択してください。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告に
も、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

※ スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

特設ページのバナー

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます！

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化されます！

労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類 (日本標準産業分類)																					
81001																															
都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号																															
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																															
カナ																															
漢字																															
工事名																															
職員記入欄		派遣先の事業の労働保険番号										派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号																			
事業場の所在地 (住所)										構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称					派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称					派遣先 派遣元											
電話 ()																				提出事業者の区分											
郵便番号										労働者数					発生日時 (時間は24時間表記とすること。)																
-										人					9: 令和																
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日										性別											
カナ																				1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和					()歳					男 女	
漢字																				職種 (日本標準職業分類)					経験期間		年 月				
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)										傷病名					傷病部位					被災地の所在地 (住所)											
休業見込										死亡日時																					
災害発生状況及び原因 (次の項目に関して詳細に記入すること。)										略図(発生時の状況を図示すること。)																					
①どのような場所で(被災時の作業場所)																															
②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む)																															
③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)																															
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか																															
⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)																															
国籍・地域 在留資格		(労働者が外国人である場合のみ記入すること) 国籍・地域コード 在留資格コード								職員記入欄		起因物		店社コード		事故の型		発注者種類		事業場等区分		業務上疾病		(1) 自由設定項目 (2) (3)							
報告書作成者 職氏名																															

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「事業の種類（日本標準産業分類）」の欄は、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目の4桁の分類番号を記入すること。
- 5 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 6 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 7 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 8 「職種（日本標準職業分類）」の欄は、日本標準職業分類の分類項目表から該当する小分類の3桁の分類番号を記入すること。
- 9 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 10 「災害発生状況及び原因」の欄は、5つの項目別に記入すること。
- 11 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

労働者死傷病報告

資料

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類 (日本標準産業分類)									
81001 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号																			
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																			
カナ																			
漢字																			
工事名																			
職員記入欄		派遣先の事業の労働保険番号 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号										派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号							
事業場の所在地 (住所)										構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称 派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称									
郵便番号										電話 ()									
労働者数										発生日時 (時間は24時間表記とすること。) 元号 年 月 日 時 分									
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日									
カナ										性別									
漢字										職種 (日本標準職業分類)									
休業日数										傷病名 傷病部位 被災地の所在地 (住所)									
休業日数										略図(発生時の状況を図示すること。)									
災害発生状況及び原因 (次の項目に関して詳細に記入すること。)										①どのような場所で(被災時の作業場所) ②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む) ③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物) ④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか ⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)									
国籍・地域在留資格 (労働者が外国人である場合のみ記入すること) 国籍・地域コード 在留資格コード										起因物 店社コード									
報告書作成者職氏名										事故の型 発注者種類 事業場等区分 業務上疾病									

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

56

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「事業の種類（日本標準産業分類）」の欄は、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目の4桁の分類番号を記入すること。
- 5 「性別」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 6 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 7 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 8 「職種（日本標準職業分類）」の欄は、日本標準職業分類の分類項目表から該当する小分類の3桁の分類番号を記入すること。
- 9 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 10 「災害発生状況及び原因」の欄は、5つの項目別に記入すること。
- 11 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

基 発 0430 第 4 号
令和 6 年 4 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 4 月 30 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

なお、建設業等の事業場で就業する一人親方等については、従来、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく措置の対象としていなかったが、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号。以下「令和 4 年省令」という。）により、法第 22 条等の規定に基づく措置の対象とされたところであり、これに加え、改正省令においては、新たに法第 20 条及び第 21 条等の規定に基づく措置の対象とするものであることから、令和 4 年省令と併せて、関係団体とも十分に連携の上、その周知・施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

令和 4 年省令は、令和 3 年 5 月 17 日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決を踏まえ、法第 22 条を根拠とする省令の条文について改正するために制定したものであるが、この省令について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、法第 22 条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置のあり方、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

これを受け、令和 4 年 5 月から令和 5 年 10 月まで「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が開催され、令和 5 年 10 月 27 日に報告書が公表された。

同報告書において、「安衛法第 25 条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や安衛法第 20 条、第 21 条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権原に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はないため、安衛法第 22 条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする」とされたことを踏まえ、改正省令においては、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に

対しても、労働者と同等の保護措置を図る観点から、法第 27 条の規定に基づく法第 20 条及び第 21 条に係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「ボイラー則」という。）、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「クレーン則」という。）及びゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号。以下「ゴンドラ則」という。）の規定を改正するものである。

第 2 改正の概要

1 改正の要点

機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、法第 20 条及び第 21 条等の規定に基づく 4 省令を改正し、当該危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、

- ・ 当該危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務（ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る。）を課すこととし、具体的には次の（１）及び（２）のとおりとしたこと。

なお、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた内容に変更が生じるものではないこと。

（１）場所に関わる危険の防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大（改正安衛則第 128 条第 1 項、第 151 条の 7 第 1 項、第 151 条の 9 第 1 項、第 151 条の 48 第 2 項、第 151 条の 62 第 2 項、第 151 条の 70 第 2 項、第 151 条の 95、第 151 条の 96、第 151 条の 97 第 1 項、第 151 条の 140、第 151 条の 142、第 151 条の 164、第 151 条の 166、第 158 条第 1 項、第 164 条第 3 項第 3 号、第 171 条の 2 第 3 号、第 171 条の 6 第 1 号、第 180 条第 3 項第 2 号、第 187 条、第 194 条の 6 第 1 号、第 205 条第 2 号、第 224 条、第 245 条第 1 号、第 274 条の 2 第 2 項、第 288 条、第 312 条第 2 号、第 313 条第 3 号、第 361 条、第 365 条第 1 項、第 372 条第 1 号、第 386 条、第 389 条の 8 第 2 項、第 411 条、第 415 条、第 416 条第 1 項、第 420 条第 2 項、第 433 条、第 452 条、第 453 条、第 461 条、第 478 条第 1 項、第 481 条、第 517 条の 3 第 1 号、第 517 条の 7 第 1 号、第 517 条の 11 第 1 号、第 517 条の 15 第 1 号、第 517 条の 21 第 1 号、第 530 条、第 532 条の 2、第 552 条第 2 項第 2 号、第 563 条第 3 項第 2 号、第 564 条第 1 項第 2 号、第 575 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 575 条の 7 第 2 号、改正ボイラー則第 29 条第 1 号、改正クレーン則第 28 条、第 29 条、第 33 条第 1 項第 2 号、第 74 条、第 74 条の 2、第 75 条の 2 第 1 項第 2 号、第 114 条、第 115 条、第 118 条第 1 項第 2 号、第 153 条第 1 項第 2 号、第 187 条及び第 191 条第 1 項第 2 号並びに改正ゴンドラ則第 18 条関係関係）

事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、そ

の旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大（改正安衛則第 116 条第 1 項、第 151 条の 13、第 151 条の 50 第 1 項、第 151 条の 51 第 3 項及び第 4 項、第 151 条の 72 第 1 項、第 151 条の 73 第 3 項及び第 4 項、第 151 条の 81 第 1 項、第 151 条の 101、第 151 条の 105 第 1 項、第 151 条の 119 第 1 項、第 151 条の 144 第 1 項及び第 2 項、第 151 条の 168 第 1 項及び第 2 項、第 162 条、第 194 条の 15、第 194 条の 20 第 1 項、第 221 条並びに第 223 条、第 531 条並びに改正クレーン則第 26 条、第 27 条第 1 項及び第 2 項第 3 号、第 72 条、第 73 条第 1 項及び第 2 項第 3 号、第 112 条、第 113 条第 1 項、第 186 条第 1 項並びに第 207 条第 1 項関係）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に労働者を搭乗させてはならないとされているところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、危険な箇所に搭乗することを禁止しなければならないこととしたこと。

ウ 事故等発生時の退避の対象拡大（改正安衛則第 150 条の 3 第 2 号、第 150 条の 5 第 2 号、第 274 条の 2 第 1 項、第 321 条、第 322 条第 2 号、第 389 条の 7、第 389 条の 8 第 1 項、第 479 条第 2 項及び第 3 項、第 517 条の 16 第 2 項及び第 3 項、第 575 条の 12 並びに第 575 条の 13 並びに改正ボイラー則第 19 条関係）

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととしたこと。

エ 退避に関連する措置の対象拡大（改正安衛則第 24 条の 6、第 389 条の 10、第 389 条の 11 第 1 項、第 575 条の 14 第 1 項、第 575 条の 15 第 1 項及び第 575 条の 16 第 1 項関係）

事業者は、退避に関連する措置として、避難用器具などについて労働者の人数分以上の備付けや労働者に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施などの義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならないこととしたこと。

オ 特定の場所での火気使用の禁止の対象拡大（改正安衛則第 312 条第 3 号、第 313 条第 4 号、第 318 条第 3 項及び第 321 条の 2 第 1 号関係）

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙など火気を使用することを禁止する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならないこととしたこと。

カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大（改正安衛則第 151 条の 106、第 151 条の 145、第 151 条の 170、第 245 条第 2 号、第 483 条及び第 522 条並びに改正クレーン則第 33 条第 1 項第 3 号、第 75 条の 2 第 1 項第 3 号、第 118 条第 1 項第 3 号、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 191 条第 1 項第 3 号関係）

事業者は、悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならないとされているところ、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならないこととしたこと。

キ 表示による必要事項の周知の対象拡大（改正安衛則第 273 条関係）

事業者は、化学設備（配管を除く。）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について労働者が見やすい位置に表示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい位置に表示しなければならないこととしたこと。

（２）労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 128 条第 2 項、第 416 条第 2 項関係）

労働者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、（１）アにより新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととしたこと。

イ 労働者以外の者による特定の設備使用の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 101 条第 5 項、第 151 条の 45 第 2 項、第 151 条の 67 第 2 項、第 427 条第 2 項、第 449 条第 2 項、第 526 条第 2 項及び第 551 条第 2 項関係）

労働者は、特定の場所では踏切橋や昇降するための設備などを使用しなければならないとされているところ、労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、当該設備を使用しなければならないこととしたこと。

ウ 労働者以外の者による搭乗禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 116 条第 2 項、第 151 条の 50 第 2 項、第 151 条の 51 第 5 項及び第 6 項、第 151 条の 72 第 2 項、第 151 条の 73 第 5 項及び第 6 項、第 151 条の 81 第 2 項、第 151 条の 105 第 2 項、第 151 条の 119 第 2 項、第 151 条の 144 第 3 項、第 151 条の 168 第 3 項並びに第 194 条の 20 第 2 項並びに改正クレーン則第 186 条第 2 項及び第 207 条第 2 項関係）

労働者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に搭乗してはならないとされているところ、（１）イにより新たに搭乗禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、搭乗してはならないこととしたこと。

エ 労働者以外の者による火気使用禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 279 条第 2 項、第 291 条第 2 項及び第 318 条第 4 項関係）

労働者は、特定の場所では火気を使用してはならないとされているところ、（１）オにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、火気を使用してはならないこととしたこと。

2 留意事項

（１）重層請負関係にある場合の措置義務者とその対象者

改正省令により、事業者は、機械等を使用するなど特定の業務又は作業により危険が生じる場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者が義務を負うものであること。ただし、第3の1の(1)イ(エ)にあるとおり、当該業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されるときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

(2) 改正省令における請負人の定義

改正省令に規定する請負人には、労働者を使用しない個人事業者（建設業のいわゆる「一人親方」も含む。以下同じ。）も含まれること。

(3) 業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、自らが行う特定の業務又は作業に伴う危険を防止するため、労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止等の措置を講ずることが新たに義務付けられることとなるが、当該業務又は作業を自らは行わず、当該業務又は作業が行われる場所の管理も含め、そのすべてを請負人に請け負わせているような場合については、当該請け負わせた業務又は作業については事業者としての立場は有さず、法第20条及び第21条等の適用対象とはならない（当該業務又は作業の注文者という立場となる）ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とはならないこと。

(4) 措置の対象となる作業場所の範囲

改正省令により、事業者は、特定の業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて立入禁止等の措置を講ずる義務が新たに課されるが、これら立入禁止等の義務が及ぶ場所の範囲は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）であること。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものではないこと。

(5) 元方事業者の講ずべき措置

改正省令は、法第27条に基づき法第20条及び第21条等に係る事業者の講ずべき措置を定めたものであり、元方事業者に係る措置義務等は新設されていない。

しかしながら、法第29条第1項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令（改正省令により改正された4省令を含む。）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、同条第2項においては、違反していると認めるときは是正のために必要な指示を行わなければならないこととされており、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合には、当該指導又は指示の対象となるものであること。

おって、個人事業者は、法第29条第1項又は第2項の「関係請負人の労働者」には該当しないこと。

3 施行期日

改正省令は、令和7年4月1日から施行することとしたこと。

第3 細部事項

改正安衛則、改正ボイラー則、改正クレーン則及び改正ゴンドラ則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

1 各省令に共通する事項

(1) 場所に関わる危険の防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

- (ア) 事業者は、労働者に対して、特定の場所への立入禁止、特定の箇所への搭乗禁止、事故等発生時の退避、退避に関連する措置、特定の場所での火気使用の禁止、悪天候時の作業禁止、表示による必要事項の周知を行う義務があるところ、これらの措置は、場所の危険性の観点から危険防止を図るための措置として義務付けられているものである。このため、労働者以外の者であっても、当該場所で作業に従事する者には等しく適用されるべきものであることや、これらの措置は指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権原に基づいて行うものであることから、労働者以外の者も、これらの措置義務の対象に追加したものであること。
- (イ) 立入禁止又は火気使用の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、立入禁止の方法はバリケードの設置やロープ、柵当の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨を表したのではないこと。
- (ウ) 搭乗禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められること。
- (エ) 悪天候時の作業禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められること。

イ 解釈等

(ア) 措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所では何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、たとえば次に掲げる者が含まれること。

- ① 当該場所では何らかの作業に従事する他社の社長や労働者

- ② 当該場所では何らかの作業に従事する一人親方
- ③ 当該場所では何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④ 当該場所に荷物等を搬入する者

なお、一部の規定について「作業場において作業に従事する者」と規定しているのは、「労働者」とは異なり、「作業に従事する者」は措置義務の主体である事業者と直接関係を有するとは限らないことから、立入禁止等の対象となる者を特定する必要があるためであり、対象範囲を狭め、又は限定する趣旨ではないこと。

(イ) 立入禁止又は火気使用の禁止の方法

立入禁止又は火気使用の禁止を表示で行う場合は、対象となる全ての者に確実にその旨が伝わることを重要であることから、見やすい箇所に分かりやすく表示する必要があること。

(ウ) 立入禁止、火気使用の禁止、退避等の措置に係る事業者の義務の範囲

事業者が、表示その他の方法で立入り又は火気使用を明確に禁止している場所について、作業に従事する者が当該表示等を見逃して、当該場所に立ち入った場合や当該場所で火気を使用した場合において、その立入りや火気の使用についての責任を当該事業者を求めるものではないこと。

また、労働者以外の者に対して事業者が明確に退避を求めたにもかかわらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者を求めるものではないこと。

(エ) 同一場所に措置義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について立入禁止又は火気使用の禁止を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

(2) 保護具等の使用に係る周知について

ア 改正の趣旨

(ア) 改正省令により、事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ること等を禁止しなければならないこととされるところ、当該場所における作業の一部を請負人に請け負わせている場合には、当該請負人に必要な保護具等を使用する必要がある旨を周知させるときは、当該場所に当該請負人を立ち入らせること等ができることとしたこと。

(イ) なお、当該請負人に対して事業者が指揮命令を行うことはできないため、請負人についてはこれらの措置を講ずる必要があることを周知させなければならないこととしたこと。

(ウ) 事業者は、請負人ほか労働者以外の者に対して保護具等の使用に係る周知を行う際には、当該者が適切な保護具等を選択できるよう、労働者に使用させる保護具等の種類や性能等について情報提供することが望ましいこと。

イ 解釈等

(ア) 周知の方法

事業者は、以下のいずれかの方法により周知させなければならないこと。
なお、周知させる内容が複雑な場合等で④の口頭による周知が困難なときは、以下の①～③のいずれかの方法によること。

- ① 常時作業場所の見やすい箇所に表示又は備え付けることによる周知
- ② 書面を交付すること（請負契約時に書面で示すことも含む。）による周知
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場所に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することによる周知
- ④ 口頭による周知

(イ) 請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が確実に当該措置を実施することが重要であること。

(ウ) 周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるように分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者を求めるものではないこと。

(3) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 改正の趣旨

改正省令により、特定の場所への立入禁止、特定の箇所への搭乗禁止及び特定の場所での火気使用の禁止の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたことを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ 解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、搭乗禁止及び火気使用の禁止についての遵守義務について、罰則はないこと。

2 省令ごとの特記事項（共通事項以外）

(1) 労働安全衛生規則（改正省令第1条関係）

ア 改正安衛則第151条の48第2項、第151条の62第2項、第151条の70第2項及び第420条第2項関係

本規定は、第1項において事業者が、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入を禁止させているところ、労働者以外の作業に従事する者と作業

指揮者との間に指揮命令関係が存在しないことを踏まえ、作業指揮者の義務への追加ではなく事業者の直接の義務として労働者以外の作業に従事する者の立入を禁止することとしているが、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者に当該措置の実施を命じることにより労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められるものであること。

イ 改正安衛則第 151 条の 51 第 3 項及び第 4 項並びに第 151 条の 73 第 3 項及び第 4 項関係

本規定は、第 1 項に定める事業者が講ずべき措置のうち、荷台への搭乗禁止に係る措置について労働者以外の者まで拡大する観点から、新たに規定したものであること。また、同条第 3 項の「不整地運搬車（又は貨物自動車）を走行させる場合」については、作業場における場合か否かを問わないものであること。

ウ 改正安衛則第 151 条の 15 及び 151 条の 104 関係

本規定は、安全支柱等の使用状況の監視対象を労働者に限定しているが、これは、労働者以外の作業に従事する者と作業指揮者との間に指揮命令関係が存在しないことを踏まえ、対象を明確化したものであること。なお、労働者以外の作業に従事する者について、作業指揮者が監視することを妨げるものではないこと。

エ 改正安衛則第 291 条第 2 項関係

本規定は、第 1 項に定める事業者の責務に関連して作業に従事する者の義務を定めているものであるが、当該規定においては、みだりに行う喫煙、採たん、乾燥等の行為を禁止しているものであり、事業場の定めるルール等に則り行う行為（例えば事業場のルールに則り喫煙所で喫煙すること）までも禁止する趣旨ではないこと。

オ 改正安衛則第 318 条第 3 項関係

本規定は、第 1 項に定める事業者が講ずべき措置のうち、火薬又は爆薬を装填するときに、その付近での火気使用の禁止に係る措置について労働者以外の作業に従事する者まで拡大する観点から、新たに規定したものであること。

第 4 今回改正を行っていない事項

法第 20 条及び第 21 条に基づく「立入禁止等」以外の規定（特定の作業方法によらなければならないとする規定や保護具等を使用させなければならないとする規定など）については、視覚により作業者が容易に危険を把握できる場合が多い一方、視覚のみでは危険を把握できないものがあるため、今後、個人事業者等による災害実態を把握し、個々の規制について改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行い、個人事業者等にも当該規定の対象を拡大することとしており、改正省令では改正を行わないこととしている。

しかし、個人事業者等は労働者と同様の業務又は作業を行っていることが多く、事業者が労働者の危険を防止する観点から措置を講ずる必要がある場面において

は、個人事業者に対しても危険を防止する観点から同様の措置を講ずる必要があるという理由から、法令改正を待たずに事業者が個人事業者に対して必要な措置を自主的に実施することが推奨されること。

したがって、事業者が当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、保護具等の使用や特定の方法に基づいて業務又は作業を実施することを当該請負人に対して周知することは、個人事業者等による業務上の災害を防止する上で重要であり、具体的には、以下のような対応が考えられること。（これらは一例であって、他の規定についても同様に対応が推奨されること。）

- ① 安衛則第 151 条の 5 のように、事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、当該事業者が定めた適正な制限速度により作業を行う必要がある旨を周知すること。
- ② 安衛則第 341 条のように、事業者は高圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのあるときは、労働者に絶縁用保護具を使用させる又は活線作業用器具を使用させる措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、絶縁用保護具を着用する必要がある旨又は活線作業用器具を使用する必要がある旨を周知すること。
- ③ 安衛則第 524 条のように、事業者はスレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行うときは、労働者に対して踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じる必要がある旨を周知すること。
- ④ 安衛則第 538 条のように、事業者は作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働者に保護具を使用させる等の措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知すること。